事例集 (対策準備編)

令和5年5月

業務継続に係る地方公共団体等の対策準備事例 目次

1	はじめに	. 4
	・文書体系の事例(京都府、恵那市)	
	・東日本大震災時に事業継続計画(BCP)を策定していた企業の事例	
	・検討体制の事例(佐用町、茨城県、宮崎県)	
	・基本指針の策定により官民の各主体の連携を図りやすくした事例(鳥取県)	
	【応用編】県による市町村の業務継続体制確保支援(鳥取県)	
	【応用編】事務管理部門による計画管理(宇佐市)	
	・職員の健康や家庭環境への配慮のための職員の参集不要基準の事例(境町)	
	・庁内横断的な女性のネットワーク連携による災害対応の記録化(熊本市)	
	【応用編】女性の参画による被災者対応の質の向上(いすみ市、境町)	
	【応用編】女性の防災活動チームによるネットワーク化(坂出市)	
2	2 業務継続計画の策定	. 11
	2. 1 業務継続の基本方針と対象組織の設定	. 11
	・部局や出先機関ごとに計画作成する際のひな形を示した事例(茨城県、静岡県)	
	・本庁版と出先機関版の2種類を策定している事例(石川県)	
	2. 2 被害状況の想定	. 13
	・被災経験を踏まえた想定の事例(福島県、茨城県)	
	・段階的ないし複数の危機事象を想定した事例(岐阜県、京都府)	
	・結果事象によるアプローチの事例(鳥取県)	
	2. 3 非常時優先業務の整理	. 18
	・非常時優先業務の整理手順を示した事例(石狩市)	
	・整理結果の事例(広島県、静岡県、鳥取県)	
	【応用編】災害対応タイムライン・シナリオに沿った同一基準による整理(堺市)	
	・基準表を作成している事例(石狩市)	
	・中央省庁における業務影響度分析	
	2. 4 非常時優先業務の実施体制の確立	. 23
	・第5順位以下まで代行順位を定めている事例(多治見市)	
	【応用編】町職員が感染した場合の業務継続体制の確保(益城町)	
	・首長以外の幹部職員の代行順位を定めている事例(三島市)	
	・職務代行に当たっての基本的な考え方を定めている事例(日吉津村)	
	・自宅待機の要件を定めている事例(大山町)	
	・(再掲)職員の健康や家庭環境への配慮のための職員の参集不要基準の事例(境町)	
	【応用編】テレワークを考慮した参集体制の検討事例(多摩市、中富良野町)	
	・計画の発動基準を定めている事例(神戸市)	
	2.5 必要資源に関する分析と対策の検討	
	1)職員	. 26
	・参集予測の例(徳島県、三島市)	
	・地震時と水害時でそれぞれ参集予測を実施している例(佐用町)	

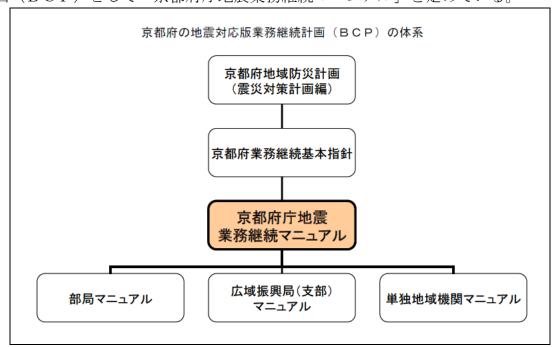
・阪神・淡路大震災時の参集状況	
・参集手順を分かりやすくフローにした例(徳島県)	
・要員の確保対策の例(神奈川県、横浜市、京都府、岐阜県)	
・受援側で事前に検討しておくべき事項や人的応援が必要な分野・職種の例	
【応用編】業務継続計画と受援計画を一体化した例(神戸市)	
・来庁者や帰宅困難者への対応例(島根県)	
【応用編】民間のコールセンターを活用した災害対応窓口の例(浦安市)	
2) 庁舎(代替庁舎を含む。)	37
・代替庁舎の整理例(明石市、佐用町、岐阜県)	
・新潟県中越地震時の事例	
3) 執務環境(什器等の転倒防止、ガラスの落下・飛散防止)	40
・什器等の転倒防止対策の例	
・転倒防止対策の実施率を調査した例(東京都)	
・都市ガスやエレベーター停止対策の例(島根県)	
・エレベーター非常用備蓄キャビネットの例	
4) 電力	44
・現状と対策を整理した例(宇治市、瑞穂町)	
・新潟県中越地震時の事例	
・電源車派遣に関する協定の例(新潟県)	
・コンセントの色分けの例	
・地下空間における浸水対策の例	
・庁舎の津波浸水対策の例(徳島県)	
【応用編】河川氾濫による浸水対策の避難・非常用発電タワーの整備(境町)	
【応用編】庁内横断的な燃料調整プロジェクトチームの例(仙台市)	
【応用編】地域マイクログリッド構築による非常用電源確保(いすみ市)	
【応用編】電力会社と連携した予防伐採の例(いすみ市)	
【応用編】電気自動車を非常用電源として利用(広陵町)	
5) 通信(電話、インターネット等)	50
・通信手段ごとに各部局の回線数を整理した例(山形県)	
・災害時優先電話について	
6)防災行政無線	51
・防災行政無線の活用を図った例(明石市、観音寺市)	
・新潟県中越地震時の事例	
7) 情報システム	53
・情報システムのクラウド化や委託管理等を図っている例(日吉津村)	
・中央省庁における確認・対策の例	
・システム停止を想定した手作業による業務継続について定めた例(東京都)	
・東日本大震災時のデータ滅失による業務等への影響	
8) 水・食料等	57
・中央省庁における備蓄量の例	

・首都直下地震帰宅困難者対策における備蓄の考え方の例
・新潟県中越地震の事例
・庁舎内に入居する業者との連携例(環境省)
【応用編】ハンドリフト等による備蓄倉庫管理(飯田市)
9) トイレ59
・災害用トイレの例と特徴
・1日あたりのし尿排泄回数
・井戸水を利用している事例(大分県)
・鉄道事業者における仮設トイレ組立訓練の例
・仮設トイレの組立に要する時間
1 O)消耗品等(用紙等)
・中央省庁の対策例
1 1)その他資源
・公用車等の対策例(岡山県、大分県)
2. 6 緊急時の対応手順(行動計画)の検討
・対応手順(マニュアル)を定めている事例(我孫子市、箕面市)
3. 業務継続計画の継続的な改善
・人事異動ごとの非常時優先業務の引継ぎの例(神崎町)
【応用編】年度単位で業務継続に係る取組の進捗確認の例(仙台市)
【応用編】被災自治体職員を招聘しての研修の実施の例(宇佐市)
・職員へのカード等の配布例(東京都、京都府)
【応用編】初動対応を示したファーストミッションボックスの例(飯田市)
・業務継続に関する訓練の例(神奈川県、垂水市)
・訓練・研修計画の整理例(三島市)
【応用編】大学と連携した危機管理研修プログラム(小豆島町)
【応用編】全庁職員を対象とした e ラーニング教材(仙台市)
【応用編】計画の実行性を検証するための図上訓練(堺市)
・首長を対象とした研修例

1 はじめに

(参考)

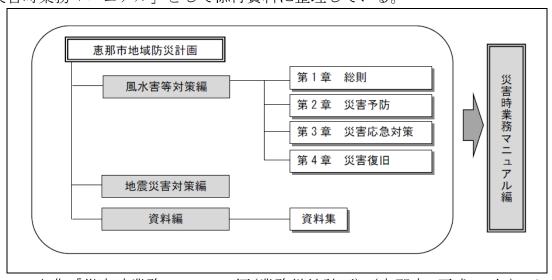
京都府では、地域防災計画に基づき、「京都府業務継続基本指針」において業務継続に関する基本的考え方を示すとともに、同指針に基づく地震対応版の業務継続計画(BCP)として「京都府庁地震業務継続マニュアル」を定めている。



出典:「京都府庁地震業務継続マニュアル(全庁版)」(京都府、平成23年)

(参考)

岐阜県恵那市では、地域防災計画に基づく災害時の業務遂行を円滑に実施することができるよう、「災害時業務マニュアル編(業務継続計画)」を策定し、非常時優先業務や資源の確保計画等について定めるとともに、詳細な業務の実施方法を「災害時業務マニュアル」として添付資料に整理している。



出典:「災害時業務マニュアル編(業務継続計画)」(恵那市、平成25年)ほか

東日本大震災時においては、事業継続計画(BCP)を事前に策定していた企業が迅速に業務を再開できた事例が見られた。

【リサイクル業】

東日本大震災で津波により壊滅的な被害を受けながらも短期間で事業を再開させた企業がある。宮城県名取市でリサイクル業を営むオイルプラントナトリ。地震発生直後の適切な避難指示と、あらかじめ定めておいた事業継続計画(BCP)に基づき1週間で事業を再開させた。

(中略)

このほかに、木くずや廃プラスチックの破砕や、固形燃料化の事業、BDF 事業などについては、BCP に基づき、当面、復旧は行わないことを決めた。「BCP で優先して行う事業を決めていなかったら、何からやっていいか途方に暮れていたと思う」と星野氏(同社常務)は振り返る。

【建設業】

仙台市若林区に本社を置く皆成建設は、BCP の発動により地震発生1時間後から区の要請を受け、道路の安全点検を行うなどの業務を開始した。被災時には自社施設が使えなくなることを見越したBCPを策定し、徹底したリスクアセスメントにより10メートルを超える津波も想定していた。

「BCP を策定していなければ、何をどうしていいのか分からなかった。おそらく、その場しのぎで動いているだけだったと思う」。同社総務部長の佐藤和雄氏は、BCP が事業の早期復旧に大きな役割を果たしたと話す。

【製造業】

配電盤メーカーの国分電機は、茨城県常陸大宮市にある工場が被災した。4日間の停電、10日以上の断水、そしてガソリンが手に入らないという状況の中、BCPで定めた目標時間内に主要業務を再開させた。

(中略)

「もしも BCP を策定していなかったら、ここまでスムーズには復旧ができなかった」と赤司氏 (同社取締役業務本部長)。事業継続の目的や、初動の手順、優先して復旧すべき業務がしっかり整理されていたことで、決定1つ1つに迷いやブレが生じなかったことが大きいとする。

【製造業】

三洋化成工業株式会社(本社京都市)は、茨城県神栖市にある鹿島工場が被災する中、2週間で事業を再開させた。ライフラインの復旧が長引いたが、2年前に名古屋工場でBCPを策定した経験を生かし、柔軟な対応で困難を乗り超えた。

(中略)

「ガチガチの BCP ではなく、大きな方針だけを決め、あとは状況に応じて決められるようにしておいたことが良かった」と吉野氏(取締役常務執行役員)は自社の BCP 方針を評価する。最初から、今回のようなライフラインの被災を想定し、復旧体制を構築しておくことは不可能だったと言い切る。ただ、そのような状況の中でも柔軟な対応ができた最も大きな理由は、「BC 対策メンバーの多くが、名古屋工場で BCP 策定の経験を持ち、優先業務の考え方などを理解した上で、各部署で率先して合理的な判断のもと行動ができたこと」だとする。

()内の役職はいずれも内閣府

出典:「リスク対策.com vol.25」(新建新聞社、平成 23 年)

兵庫県佐用町では、総務課及び企画防災課の両課取りまとめのもと、全庁を挙 げての検討体制について記載している。

第4節 業務継続体制を検討するための体制

業務継続体制の検討を始めるにあたって、まず業務継続体制を検討するための体制を決めておくことが必要であり、体制の決定にあたっては、以下の点に留意する。

1 管理職の検討への参画

業務継続体制の検討では、非常時優先業務の選定(災害応急対策業務や通常業務の優先順位付け)や必要資源の配分等を検討する必要があり、組織全体として優先順位等の合意形成が必要となるため、単に担当者のみならず、課長及び室長を中心とした管理職が検討に参画する。

2 全庁的な検討体制の確立

業務継続体制の検討のとりまとめを担当する課は、組織及び人事等を担当する総務課と防災 対策及び地域防災計画等を担当する企画防災課が中心となり行う。非常時優先業務に必要な資 源(庁舎、職員、電力、情報システム等)のとりまとめは、庁舎管理や人事、情報システム等 の資源確保を担当する総務課が主体的に検討する。

また、非常時優先業務の選定等においては、全職員で検討する必要があるため、それらの作業においては、全課の参画が必要となる。

3 全職員の参加

業務継続体制の検討は、大規模な災害が発生した際の業務継続体制を検討することであり、 全職員が災害応急対策業務及び通常業務の業務継続計画を作成し、防災対策マニュアルに追加 する。

出典:「佐用町業務継続計画」(佐用町、平成25年)

(参考)

茨城県では、本庁各課(室)や各出先機関を超えて調整が必要な場合は、BC P管理者(防災監)が調整・補完を行うこととしている。

○ 大規模地震が発生して人員や資機材が不足する状況下においても,次の基本方針に基づき 非常時優先業務を継続して実施する。

> ① 業務を円滑に行うため、業務の優先順位をあらかじめ整理し、 緊急性や優先度の低い業務は大幅に縮小(又は休止・中止)

基本 方針

- ② 非常時優先業務の実施に必要な人員や物資など資源の確保策や代替策等をあらかじめ検討・準備
- ③ これらを実現するため、本庁各課(室)及び各出先機関(以下「各機関」という)を単位とした業務継続マニュアルを作成(各機関を超えて調整が必要な場合はBCP管理者(防災監)が調整・補完)

※ BCP管理者とは

- ・ BCP管理者は、各機関の業務継続マニュアル策定について所要の進捗管理を行う ほか、部局庁内・部局庁間の調整を行う。
- ・ 各部局庁に、BCP管理者を置き、防災監をもって充てる。

出典:「茨城県業務継続計画(地震編)」(茨城県、平成24年)

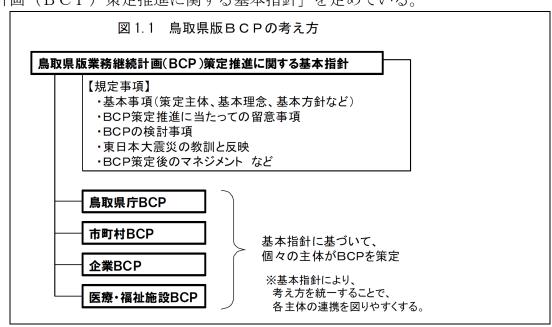
宮崎県では、BCP推進会議を設置し、平常時はBCPの推進等を、発災時には業務の円滑な運営や進行管理等を行うこととしている。

(1) BCP推進会議の構成・役割 〇平常時から、BCPの推進や進行管理等を行うため、「BCP推進会議」(以下 「推進会議」という。)を置く。 〇推進会議の構成は災対本部と同様とし、知事が議長、副知事が副議長に就き、各 部局長が委員となる。ただし、議長が必要と認める場合には、その他の職員等も 入れることができるものとする。 〇県庁非常時体制に移行した場合には、推進会議の下に設置する「BCP推進会議 事務局」(以下「事務局」という。)が、災対本部等の中に入る形で、非常時に おける業務の円滑な運営、進行管理等を行う。 ○推進会議の所管業務は、下表のとおりとする。 BCP推進会議の所管業務 <平常時> <県庁非常時体制> ①県庁非常時体制の運営 ①BCPの推進、進行管理 ②BCPに関する研修や訓 ②応急業務及び非常時優先 業務の指揮、進行管理 練、内容の検証や見直し ③通常業務の再開に向けた ③県内におけるBCPの普 指示 等 及、啓発 等

出典:「宮崎県業務継続計画(本庁版 BCP)」(宮崎県、平成 26 年)

(参考)

鳥取県では、県、市町村、企業、医療・福祉施設と連携した地域全体の業務継続計画を策定することを目的として、その理念や考え方を定めた「鳥取県版業務継続計画(BCP)策定推進に関する基本指針」を定めている。



出典:「鳥取県庁業務継続計画(鳥取県庁BCP(本庁版))」(鳥取県、平成26年)

【応用編~さらに対策を進めるために~】

県による市町村の業務継続体制確保支援

鳥取県では、市町村の BCP 策定を推進する上で、県内 19 市町村、東・中・西部広域、県自治振興課・総合事務所(県民局)の BCP 作成を担当する課長級職員で構成される市町村 BCP ワーキンググループを設置するとともに、地区部会として東・中・西部地区部会を置き、策定作業を実施した。戦略方針に従い研修事業等を実施することで、県内市町村の BCP 策定率 100%を達成し、業務継続体制の実効性確保を推進した。

BCP作成研修計画(自治体)

<目的)

県庁BCP作成に必要な基礎知識とノウハウを修得し、 県庁BCP作成の基盤を作ることを目的とする。

⇒究極のBCPを職員で作り上げる!

・・・自治体機能喪失まで見込んだ実効性あるBCPを目指して

	普及特別研修	作成担当者研修
主要研修項目	1.BCPの必要性の理解 2.自治体の役割の理解 3.公務員の使命・任務の理解	1.BCP作成に必要な知識、ノウハウの取得
日時、場所 (仮置き)	8/26~9/2 東部①②、東部③④、中部①②、西部①②、西部③④ 総合事務所講堂等、各2時間 ※①AM(10:00~12:00)、②PM(13:00~15:00)	9~10月(予定) 東部①~⑥、県庁会議室 各3時間 ※AM(09:00~12:00)、PM(13:00~16:00)
対 象	管理職、補佐級、BCP作成担当者 市町村職員 約1000人を想定(各回約100人ずつ)	本庁各部局のBCP作成担当者 市町村職員 約300人を想定(各回約50人ずつ)
課目	1.東日本大震災の実相と教訓(特に自治体の機能喪失が与える影響) →行政サービスの継続、自治体の役割を理解 2.BCPとは →BCPの必要性を理解	 自治体BCPの必要性 BCPの作成方法 WS(ワークショップ) 主要業務の選定 必要な経営資源の事業継続対応の検討 BCP演習(ケーススタディ)
備考	・BCP作成と実際の運用(BCM)においては、個人レベルの理解が必要 ・H24に係長級以下の研修を実施予定(全職員)	・普及特別研修の受講を前提

出典:「鳥取県版 BCP の策定にあたって」(鳥取県、平成 24 年)

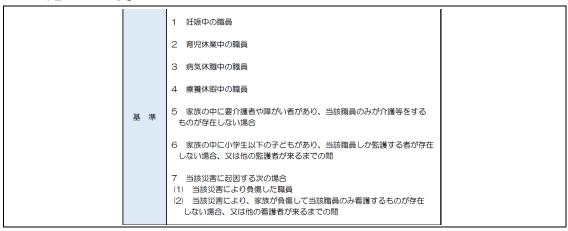
【応用編~さらに対策を進めるために~】

事務管理部門による計画管理

大分県宇佐市では、業務継続計画は危機管理部署でなく、総務課職員係で担当している。 事務分掌を網羅的に把握している部署が行う方が、実効的であるという判断による。

出典:令和4年度「地方公共団体における業務継続体制」に係るヒアリング調査による

茨城県境町では、職員自身の健康や家庭状況に配慮して、職員の参集不要基準について定めている。



出典:「境町業務継続計画【令和元年度版】」(境町、令和元年)

(参考)

熊本県熊本市では、熊本地震時に女性職員がネットワークを活かし、様々な立場で災害対応を実施しており、所属業務との両立などの苦労や体験をまとめている。



出典:「平成28年熊本地震熊本市女性職員50の証言」(熊本市、平成31年)

【応用編~さらに対策を進めるために~】 女性の参画による被災者対応の質の向上

千葉県いすみ市では、日本赤十字の方から話を伺うとともに、女性職員の声を採用し備蓄品を整備。液体ミルクの活用、生理用品等の配布における工夫、プライバシーに配慮した家族単位のワンタッチ式パーテーション導入などが進んだ。また、避難所運営に必ず女性を配置する時間を設けている。茨城県境町では、計画策定のワーキンググループになる「災害対策検討委員」を各課で指定。女性職員も 11 名参画し、女性職員の声から、避難所におけるトイレや授乳室の整備が導入された。

出典:令和4年度「地方公共団体における業務継続体制」に係るヒアリング調査による

【応用編~さらに対策を進めるために~】 女性の防災活動チームによるネットワーク化

香川県坂出市では、女性の視点による防災対策上の問題点の把握、解決策について検討し、 防災施策を推進している。平成 26 年に発足し、職員 11 名のメンバー構成になっている。 主たる活動としては、女性の視点での防災・減災に関する調査・研究・提案、市の職員等への 防災意識啓発、住民への効果的な啓発活動の実施などである。

東日本大震災の際に、男性主導の避難所運営による不自由さ、役割分担の問題や女性の被害に対して、担当職員として、女性として危機感を抱いた経験から、災害業務を迅速に実施するためには、職員の防災意識の向上が不可欠と認識し、坂出市防災女性チーム(「さかいで131(ぼうさい)おとめ隊」」を立ち上げた。毎年3~4名のメンバーが入れ替わり、選定には職種や年代、ライフスタイル等を考慮している。経験者は退職者を含めて40名に上る。

活動を通じて、職員や地域の防災意識が向上するとともに、横のネットワークが拡大していっている。



「131」を「ぼうさい」と読み、 11人のメンバーが心(ハート)を





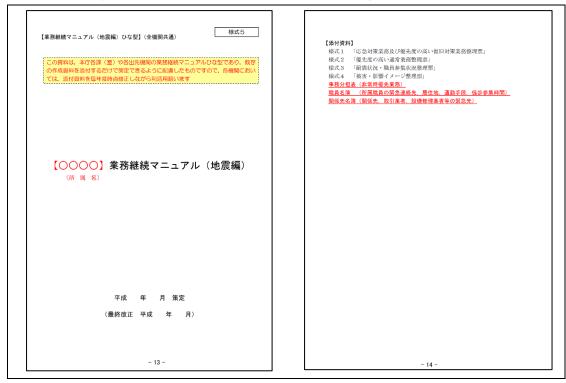
出典:坂出市提供による

2 業務継続計画の策定

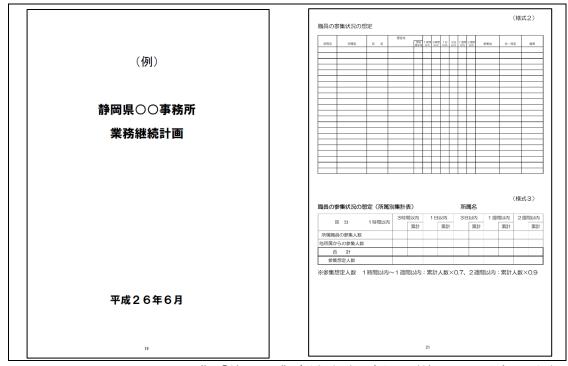
2. 1 業務継続の基本方針と対象組織の設定

(参考)

茨城県や静岡県では、部局や出先機関毎に業務継続計画(マニュアル)を作成できるよう、全庁版の計画においてひな形を示している。



出典:「茨城県業務継続計画(地震編)」(茨城県、平成24年)



出典:「静岡県業務継続計画概要」(静岡県、平成26年)

石川県では、本庁版及び出先機関版の2種類の業務継続計画を策定しており、 出先機関版では、各庁舎における資源の状況について一覧に整理している。

区分	庁舎	(中能登総合 事務所、中能	奥能登行政センター(奥能 登総合事務 所、奥能登農 林総合事務 所)	小松合同庁舎 (小松県税事 務所、南加賀 農林総合事務 所)	奥能登土木総 合事務所	中能登土木総合事務所	県央土木総合 事務所	石川土木総 事務所
庁舎	耐震性能	0	0	0	0	0	〇 (会議室棟)	0
電力	非常用電源	約72時間	約72時間	約72時間	約72時間	約72時間	約72時間	約72時間
	直通電話,	0	0	0	0	0	0	0
電話	災害時優先電話	0	0	0	0	0	0	0
	衛星携帯電話	0	0	0	0	0 1	0	0
防災行政無	衛星系	0	0	0	0	0	0	0
線	地上系	0	0	×	0	0	0	0
飲料水	飲料水タンク	受水槽 6㎡×1基 高置水槽 4㎡×1基	受水槽 24㎡×1基	受水槽 7㎡×1基	受水槽 7. 5㎡×1基	受水槽 16㎡×1基	高置水槽 5.6㎡×1基	×
トイレ	水洗の断水 時使用	0	0	0	0		0	×

出典:「大規模地震時における石川県業務継続計画(出先機関版)」 (石川県、平成27年)

2. 2 被害状況の想定

(参考)

福島県では、過去の被災経験に基づいた想定を行っている。

2 福島県庁に及ぼす影響

県庁舎

県庁舎については、現在、計画的に耐震改修工事が進められていますが、その完了までの間、最悪の場合、本庁舎(耐震性能D)及び西庁舎(耐震性能C)は倒壊の恐れもあるなど、甚大な被害を受ける可能性があります。

また、東日本大震災時と同様、倒壊に至らずとも、一時的な全面退避と長期的な庁舎一部の使用不可が十分想定されます。

なお、東日本大震災時における県庁舎の被害と復旧の状況は表3のとおりです。

表3 東日本大震災時の県庁舎の被害と復旧の状況

	被害と復旧の状況
本庁舎	建物から全職員一時退避。応急危険度判定の結果、破損個所はあるもの の、使用に問題なく、数時間後に使用再開

	被害と復旧の状況
西庁舎	建物から全職員一時退避。応急危険度判定の結果、破損個所はあるものの、7階以下については使用に問題がないことから数時間後使用再開。8 階以上は配管の損傷等があったため、5月下旬まで使用停止
東分庁舎	建物から全職員一時退避。応急危険度判定の結果、倒壊の危険性がある ため、そのまま立入禁止。その後、解体
自治会館	昭和56年施行の新耐震基準により建築されており、建物本体は被害なく、使用に特に支障なし

出典:「福島県業務継続計画(本庁版)」(福島県、平成27年)

茨城県では、地震の種類や発生場所は限定せず、県内すべての地域で等しく大きな被害が生じる可能性があることを念頭に置き、業務に最も影響を与える最悪の状況を想定して、業務の継続を考えることとしている。

1 地震の考え方

東日本大震災が発生するまで、本県に被害をもたらす可能性のある地震のうち、最も著しい被害が生じるとされてきたのは、県南西部における「プレート境界茨城県南部地震(M7.3)」であった。

しかし、東日本大震災は、地震の発生場所や、規模・被害など従来の想定とは異なるものであり、本県沿岸部にも津波が来襲し、液状化が広範囲に発生するなど甚大な被害を受けたことから、大規模な「海溝型地震」も視野に入れなければならないことが明らかとなった。

【地震の種類や発生場所】限定しない。

東日本大震災では、優先度の高い通常業務の継続に支障を及ぼす事態が県内で広く生じたことを踏まえ、今後は、県内すべての地域で等しく大きな被害が生じる可能性があることを念頭に置いて、業務の継続を考える。

県内又は県外で震度6強以上※の地震が発生し、県内に相当な被害が予想される場合 (又は大津波※の発生が予想される場合)をイメージ。

※ 震度6強:東日本大震災の際に本県で観測された最大震度。

気象庁震度階級関連解説表によれば建物が倒壊する目安とされる。

※ 大津波 :津波警報(大津波)の発表基準は、津波の高さが高いところで3m以上

と予想される場合であり、県地域防災計画における災害対策本部の設置

基準である。

【地震の発生時期等】業務に最も影響を与える最悪の状況を考える。

東日本大震災は、平日の勤務時間内に発生したが、時間帯や季節によって対応がより困難となる場合もあるため、東日本大震災の被害状況も参考にしつつ、原則として次のとおり最悪の状況を具体的に想定して、業務の継続を考える。

- 発災により県民の生命・身体・財産への被害が拡大する恐れの高い季節 (冬・夕方など)乾燥した季節で家庭等が食事の準備などで火をより使う時間帯である ため火災が多発して社会的な混乱も予想される夕方や、深夜に停電し た場合は照明が使えないなど初動業務の遂行が困難となる。
- ▶ 職員参集が困難であり、通常業務を早期に再開する必要が生じる曜日や時間帯
- (日 曜 日)職員が外出中で連絡がとれず参集困難となる可能性があるほか、業務 の関係先も休みの場合が考えられる。また、災害応急対応を行いなが らも、翌朝からは通常業務も行う必要が生じる。

出典:「茨城県業務継続計画(地震編)」(茨城県、平成24年)

岐阜県では、地震による物的被害を軽微及び甚大の2段階で想定している。

〇物的(庁舎等)被害の想定

「震度○になったら、○○庁舎では勤務不能となる」といった正確な想定は困難なため、各庁舎の被害想定(機能停止状況)は段階的想定とする。

なお、電気、ガス、水道、電話等のライフラインの復旧については、実例から 電気:7日、電話:14日、都市ガス:85日、水道91日を想定した。

(参考:「阪神・淡路大震災調査報告書」日本建築学会・丸善(1999))

	机・ <u>いす</u> 等 執務室	Δ	・机、いすの被害は無し、一部ロッカー等の転倒のみ ・執務室として被災から3日後に使用可能な状態
被害	電気・ガス 水道・電話	Δ	・電気、ガス、水道は停止、電気のみ3日後復旧その間は自家発電等対応(要補充用燃料の確保)、ガス・水道も1週間後復旧
被害が軽微な段階	パソコン	Δ	・一部執務室で天井板が落ちているものの、パソコンは被害軽微
版な段階	ネットワーク	0	・電子メール、LGWAN、インターネット環境、職員ポータル、共有フォル ダの利用可
	トイレ	Δ	・トイレは一部使用不可
	コピ−機・紙 ・消耗品等	0	・コピー機は使用可 ・消耗品は1週間以上備蓄有り
	机・イス等 執務室	×	・庁舎としての機能停止
被害	電気・ガス 水道・電話	×	・電気、ガス、水道、電話は停止、電気のみ7日後復旧その間は 自家発電対応 (要補充用燃料の確保)、電話は14日後復旧
被害が甚大な段階	パソコン	×	執務室で天井板が落ち、机、いす、パソコンのすべてが使用不可
人な段階	ネットワーク	×	・電子メール、LGWAN、インターネット環境、職員ポータル、共有フォル ダの利用不可、復旧まで目処が立たない状況
阿 	トイレ	×	・トイレは使用不可
	コピ−機・紙 ・消耗品等	×	・コピー機は使用可 ・消耗品は2~3日程度は備蓄有り

出典:「岐阜県業務継続計画<地震災害編>」(岐阜県、平成23年)

京都府では、代表的な危機事象として大地震と新型インフルエンザを想定しており、 これらによる災害の特徴や業務継続への影響について以下のとおり整理している。

- 2 代表的な危機事象における災害の特徴
- (1) 大地震発生の場合

建物・設備等が破壊され、それに伴う人的被害が発生するなど、物的な制約を強く受け、 被害は初期に集中する。

(2) 新型インフルエンザまん延の場合

建物・設備等の被害はほとんどないが、時間を追って人的被害が発生するなど、人的な制 約を強く受け、その性状にもよるが、おおむね影響は長引くと考えられる。

(表略)

3 危機発生による業務継続への影響

大地震の発生及び新型インフルエンザのまん延について、業務継続への影響を概観すると次のとおり。

(1) 職員の被災や参集・出勤への支障

職員等が被災し、業務執行に必要な人的資源に制約が生じる可能性がある。また、指揮・ 意思決定等に支障が生じる可能性がある。

ア 大地震発生の場合

- ・勤務時間中:庁舎内における被災(建物倒壊、ロッカーの転倒、エレベーターへの閉じ込めなど)、家族等の被災・安否不明
- ・勤務時間外:職員・家族等の被災

イ 新型インフルエンザまん延の場合

- ・職員の罹患、職員罹患に伴い多くの職員が濃厚接触者として自宅待機要請
- ・同居家族の罹患による看護・外出自粛
- ・学校・保育施設・福祉サービスの休業等に伴う家族の世話・介護等
- (2) 交通機関・道路の影響

ア 大地震発生の場合

鉄道等の被災、道路等の損壊、道路周辺建築物の倒壊・火災等により道路の通行が困難となるおそれがあり、公共交通機関や自家用車は利用できないものとして、徒歩、自転車、オートバイによる参集が想定される。

イ 新型インフルエンザまん延の場合

公共交通機関を利用することにより、感染のリスクが高まることや公共交通機関の運行が、 通常に比べ制約される可能性もあり、時差出勤や徒歩、自転車、オートバイによる出勤が想 定される。

(3) 庁舎機能の影響

ア 大地震発生の場合

ライフライン (電気、水、ガス、通信等) の寸断、各種情報システムの不具合などにより平常時の庁舎機能を維持できない事態、委託先の職員の被災などにより人員が確保できない事態、現時点で予見できない不測の事態により業務継続が極めて困難となる事態などが想定される。

イ 新型インフルエンザまん延の場合

建物・設備への物的被害はないが、庁舎機能を維持するための人員の不足により、庁舎の 建築設備(電気・機械・電話・上下水道等)、清掃、廃棄物処理、保安、電話交換、食堂、売 店などの庁舎機能を維持できない事態、情報システムをはじめとする各種の委託業務につい て、委託先が人員を確保できない事態などが想定される。

出典:「京都府業務継続基本指針」(京都府、平成21年)

鳥取県では、県庁の業務継続に支障を及ぼすおそれのあるすべての緊急事態を想 定し、その対策を立案することとしている。

(1) 考慮する緊急事態 (ハザード)

この計画が対象とする緊急事態は、県庁の業務継続に支障を及ぼすおそれのあるすべての緊 急事態とする。

(中略)

(3) 想定

ア 被害想定

あらゆる緊急事態に対処するため、発生する緊急事態(災害)ではなく、その緊急事態により生じた業務資源の使用不能などの結果事象に焦点をあわせて、その対策を立案する。

鳥取県庁において使用する業務資源について、基本指針において示された基準を参考にし、 「表 2.2 被害想定」に示す被害が発生するものと仮定する。

実際の災害時には、これらの想定被害が同時に全て発生するとは限らず、復旧期間についても、行政機関については優先的に復旧される場合もあるなど、この想定どおりの被害となるとは限らないが、被害を想定する業務資源は、基本的に使えないとの論理的前提により検討を始める。こうすることにより、実際の発災の場合より、より厳しい条件設定で事前に対応を検討することで、想定外の発生を回避しようとするものである。

実際の災害対応は、あらかじめ予想する特定のパターンで生じることはまれであり、想定していた対応を変化させた応用動作が必要となる。このため、対応策については、個々の資源ごとの対策を検討した上で、各種ケースを想定し、状況の変化に応じた即応力を確保する。

なお、実際の災害等の発生時には、それぞれの業務資源の復旧見込みなどを勘案し、実施する対策を選択、調整する。

業務資源	被害想定
庁 舎	継続使用が不能
職員	業務に従事できない者が一定程度生じると想定
電力	3か月間停止
上 下 水 道	5か月間停止
通信ネットワーク	50 日間不通
(固定電話、携帯等)	
情報システム	90 日間使用不能

表 2.2 被害想定

※「鳥取県版業務継続計画(BCP)策定推進に関する基本指針」より 「情報システム」については、基幹情報システム及びグループウェアに係る 被害について、独自に想定

出典:「鳥取県庁業務継続計画(鳥取県庁BCP(本庁版))」(鳥取県、平成26年)

2.3 非常時優先業務の整理

(参考)

北海道石狩市では、非常時優先業務の整理結果だけでなく、手順も記載している。

3.2.3. 災害対応業務に対する非常時優先業務の選定手順

災害対応業務は、以下の手順で各災害対応業務の優先度の判断と、業務開始目標時間及び業務 実施期間の判断を行う。複数の課で構成される対策部では課ごとの判断をした上で、構成課で優 先度等の考え方が異なる場合は危機管理担当がヒアリングにより最終調整を行う。

①地域防災計画における各所管の災害対応業務の分掌事務及び具体的な業務内容の確認

- ・「石狩市非常時優先業務(災害対応業務)選定ヒアリングシート」に、「石狩市地域防災計画」に記載されている各担当班の分掌事務と、対応する具体的な業務内容※を記載しています。 ※「地方都市等における地震対応のガイドライン」(H25.8 内閣府)や他都市の業務継続計画から入力
- ・自らの部署が所属する災害対策本部班の分掌事務を確認すると共に、記載されている具体的な業務内容に過不足がないか確認して下さい。
- ・具体的業務内容に不足がある場合は、行を挿入し、その内容を記載して下さい。

②各業務内容の「目標優先度」・「実施可能優先度」の入力(危機管理担当にて目標優先度 案を入力)

- \sim 目標優先度 \sim ※実施可能かどうかという「可能性」の視点ではなく、「必要性」の視点から検討して下さい。
- ・各業務内容に対して、地域防災計画に記載された優先度(1st、2nd、3rd)や「地方都市等における 地震対応のガイドライン」等、非常時優先業務選定基準表に基づき各業務の目標優先度案(S~D) を入力しましたので確認願います。
- ・具体的には、<u>ヒアリングシートに記載された目標優先度が、自らの所管にあてはめて、住民にとって当該業務が開始される必要があるか、その開始時期はいつかなど、それらが妥当か否かを確認してください。</u>
- 目標優先度が異なると判断した場合は、優先度を修正して下さい。
- ~実施可能優先度~ ※参集人員や業務量から見て、実施可能かどうかという視点から検討して下さい。
- ・具体的には、ヒアリングシートに記載された目標優先度が、自らの所管にあてはめて参集人員や業務量から見て実施可能か、非常時における最低ラインでの優先度を検討してください。
- ・全ての業務について、実施可能優先度(S~D)を入力して下さい。

③各業務内容の業務開始目標時間及び業務実施期間の入力(危機管理担当にて整理)

- <u>業務内容の実施可能優先度(S~D)や業務処理に必要な期間から</u>、各業務の業務開始目標時間 (②)及び業務実施期間(○)を確認して下さい。
- ・具体的には、<u>ヒアリングシートに記載された業務開始時間・業務実施期間(「地方都市等における地震対応のガイドライン」等を参考に記載)を確認</u>してください。
- 業務開始時間・業務実施期間が異なると判断した場合は、業務開始時間・業務実施期間を修正して下さい。

1~3を該当する全ての業務内容に対して実施して下さい

図 3-2 災害対応業務に対する非常時優先業務の選定手順

	Г		担当所管			±		便	1	委目	先実	業務課	合目標時間と実施	期間(〇:業務期)	治目標時間、O:	業務実施期間)		
区分	No.	災害対策部 通常:所管部	災害対策班 通常:所管課	災害対策所管課 通常:担当	業務	THE	業務内容	先 順 位	意	£	可能	384(1)	地 1日以	3日以内	2週間以内	2週間以降	システム名称	備考欄
災害対応業	1	避難対策部	安否情報班	市民課	安否情報の収集・取りまとめ及び 問合せ対応に関すること。★		れ民事からの安吾情報に関する際い多わせに対する役割・開苦に関するこ 安吾情報の収集、登場、道への軽き、対すること 支吾情報の収集、登場、道への軽き、対すること も一ルの短短無難も者者への別知に対すること			s ^(2)	c	0	3	0	0		
務	2				行方不明者の捜索及び報告に関 すること。★		行方不明者の独密に関すること			s		6	0	0	0			
	1	04 環境市民部	市民課	住民·戸籍担当	公印の保管	±	公印の安全管理及び保管に関すること			Α			0	0	0	0		
	2	04 環境市民部	市民課	住民·戸籍担当	印鑑登録管理事務	±	印鑑登録に関する各種事務に関すること	3		В				0	0	0	住民記録システム	
	3	04 環境市民部	市民課	住民·戸籍担当	戸籍管理事務	±	戸籍簿の管理及び各種届出の受付・処理等に関すること	1	*	В				0	0	0	総合戸籍システム	
	4	04 環境市民部	市民課	住民·戸籍担当	住民基本台帳管理事務		住民登録の各種事務及び住民票の交付等に関すること(住基ネット関連事務、個人認証事務を含む。)	1	*	В				0	0	0	住民記録システム	
通		04 環境市民部	市民課	住民·戸籍担当	総合窓口運営事務	±	転出入などの異動に伴う、各種申請等受付及び各種証明書交付事務に関すること	2	*	В				0	0	0	住民記録システム	
常		04 環境市民部	市民課	住民・戸籍担当	埋火葬許可事務	±	埋火葬許可書の交付及び市内の斎場受付事務に関すること	1	*	В				0	0	0	総合戸籍システム	
業	, 7	04 環境市民部	市民課	住民・戸籍担当	成年被後見人及び破産者名簿 管理事務		成年被後見人及び破産者通知に基づき、名簿の管理及び身分証明の発行 等に関すること	5		С					0	0	総合戸籍システム	
鸦	8	04 環境市民部	市民課	住民·戸籍担当	住民基本台帳カード発行事務	±	住民基本台帳カードの発行に関すること	4		С					0	0	住基ネットシステム	
	9	04 環境市民部	市民課	国民年金担当	国民年金制度広報事務事業	±	国民年金制度の啓蒙に関すること	•		D						0		
	10	04 環境市民部	市民課	住民・戸籍担当	住民票等自動交付機設置事業	±	市内4ケ所に設置している自動交付機の保守・管理に関すること	6		D						0	自動交付機システム	
	11	04 環境市民部	市民課	住民・戸籍担当	既決犯罪人名簿管理事務		既決犯業通知書に基づき、犯罪人名簿への登載など名簿の管理及び各種照 会事務に関すること	7		D						0	総合戸籍システム	

図 3-3 災害対応業務に対する非常時優先業務回答箇所

出典:「石狩市業務継続計画(BCP)【地震災害対策編】」(石狩市、平成 27 年)

広島県では、非常時優先業務について、担当部署、業務名及び業務概要、開始目標時間を一覧表で整理するとともに、業務の実施に必要な資源(業務システム、専門職員等)を記載することとしている。

所属 局名 課名		非常時優先業務			開始目標時間						
		業務名	具体的に実施する業務内容	3時間以内	1日 以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月 以内	必要な業務資源 (業務システム,専門) 員,委託先)		
総務局	総務課	総務部内各班の連絡調整に関すること	各班への情報伝達及び各班からの情報収集	*	2011	2011	6011	2011			
	1522	庁内の取締りの要員に関すること	庁舎管理業務の実施	*					委託先の業務実施 体制		
		県有自動車の配車の調整に関すること	庁用自動車の確保及び配車調整	*							
		災害対策本部配備に関すること	総括班1名,情報連絡班2名,総務班1名	*							
	秘書課	本部長及び副本部長の秘書に関すること	知事及び副知事の日程調整等事務調整	*					知事・副知事スケジュー 管理システム		
		被災地視察,災害見舞に関すること	被災地視察・災害見舞に関する事務調整	*							
	人事課	県職員の動員及び調整に関すること	職員の動員の検討・調整	*							
		他の都道府県への応援及び事務委託要 請に関すること	他の都道府県への応援・事務委託の検討及び要請	*							
		現地本部の動員に関すること	現地本部の動員の検討・調整	*							
		本部職員の救護に関すること	医療救護施設及び医療品等の確保等	*					医師・保健師		
	行政管理課		メイブルネットの保全	*					委託先の業務実施体制 サーバ・ネットワー ク機器等の確保等シ ステム復旧体制の確保		
		県庁LAN・WANの保全に関すること	県庁LAN・WANの保全	*					委託先の業務実施体制 サーバ・ネットワー ク機器等の確保等シ ステム復旧体制の確 保		
	福利課	本部職員の食料の供給に関すること	本部職員の食料の供給	*					給食事業者		

出典:「大規模地震時の業務継続計画」(広島県、平成25年)

(参考)

静岡県では、非常時優先業務の整理の際に、必要人員数や参集予想人員数も併せて記載することとしている。

区分	災害応急対策業務	必要 人員数	通常事務のうち 非常時優先執行業務	必要 人員数	参集3
1日以内	・所属職員の安否の確認 ・社会福祉施設等の被害状況の把握 ・医療救護施設の開設・被害状況の把握	10	・一時保護児童の支援	3	23
3日以内	・要援護者の施設―時入所 ・避難所等にいる住民の健康情報等の把握 ・管内の心のケアチームの派遣調整	15	・要保護児童の相談対応	5	26
1週間以内	・義援金等に関する照会対応 ・避難所の巡回 ・避難所等の衛生確保対策	20	・食中毒関連業務 (電話対応・施設調査等)	7	30
2週間以内	・災害 不慰金等、災害援護資金貸付の関連事務・被災者生活再建支援法の関連事務	22	・医療従事者免許交付等事務	10	45

出典:「静岡県業務継続計画概要」(静岡県、平成26年)

鳥取県では、非常時優先業務の整理に当たり、目標レベルや適用災害についても 記載することとしている。

		課	業務区分		١.		目標復旧							適用災害種別					
部署名		別	応新通 急規常 123	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		目標復旧時間	3 時間	1日	3 日	1週間	2週間	1 ヶ月	復旧時点における稼動レベル	地震	津波	風水害	雪害	原子力 事故	
		11-5-9	3	河川整備基本方針及び河川整備計画に関すること	有	1ヶ月						0	整備方針(計画)策定のための資料収集	0	0	0			
		11-5-10	3	河川の維持管理及び工事に関すること	有	1ヶ月						0	測量設計の発注	0	0	0			
		11-5-11	3	海岸保全区域の維持管理及び工事(農地・水保 全課及び空港港湾課の所掌に属するものを除 く。)に関すること	有	1ヶ月						0	測量設計の発注	0	0	0			
県土整備 部	治山砂防課	11-6-1	1	土砂災害警戒情報に関すること	有	1時間	0						土砂災害警戒情報の発表	0		0			
		11-6-2	1	土砂災害の被害調査報告並びに必要な対策に関 すること	有	3時間	0						被害状況調査及び応急対策の聞取	0		0			
		11-6-3	1	治山施設、新生崩壊地、砂防施設、急傾斜地崩 壊防止施設、地すべり防止の施設及び雪崩防止 施設の被害調査報告並びに必要な対策に関する こと	有	18		0					施設の緊急点検に係る情報収集並びに応 急対策の検討及び関係機関との調整開始	0		0			
		11-6-4	1	土砂災害の防止対策に関すること	有	3日			0				応急対策の方針決定及び関係機関との調整	0		0			
		11-6-5	3	採石法の施行に関すること	有	3日			0				応急対策の検討、指示	0		0	0		
県土整備 部	空港港湾課	11-7-1	1	空港・港湾・漁港の被害調査報告及び必要な対 策に関すること	無	1時間	0						被害状況の情報収集開始	0	0	0	0	0	0
HP.		11-7-2	2	住民・港関係者等への対応	無	18		0					対策の検討指示、関係機関への連絡現地確認、対策の検討協議	0	0	0	0	0	0

出典:「鳥取県庁業務継続計画(鳥取県庁BCP(本庁版))」(鳥取県、平成26年)

【応用編~さらに対策を進めるために~】

災害対応タイムライン・シナリオに沿った同一基準による整理

大阪府堺市では、災害想定を大規模、中規模、小規模の3段階で想定し、各規模における非常時優先業務を選定している。平常業務は、A(そのままの体制で継続)・B(体制を縮小して継続)・C(休止)の3ランクに分類。1日でも中断可能な業務は非常時優先業務、窓口業務等の完全に停止ができない通常業務は非常時優先業務の対象外として考える。各業務を実施する上で最小の人工を割り当てることを基本としている。

各局の総務課を対象にヒアリングを実施し、非常時優先業務の整理を行っている。各所属での業務の具体的な内容等は別綴じとし、「災害対応タイムライン・シナリオ」として各局各区ごとに同一の様式に取りまとめている。

この取り組みによって、各局各区の総務課を中心とした災害対応体制の構築の一助となり、各職員がどのタイミングで何をすべきかが明確になった。また、タイムライン・シナリオは、危機管理室でデータを一元管理しているため、災害時の各フェーズにおいて、各局がどのような対応をしているかという進行管理がしやすくなった。

タイムライン・シナリオを定期的(人事異動・組織改正時)に見直すことで、組織内への浸透も図られる効果が出ている。

出典:令和4年度「地方公共団体における業務継続体制」に係るヒアリング調査による

北海道石狩市では、非常時優先業務の整理に際し、基準表を作成することとしている。

		表 3	-1 石狩市業務継続記	十画における非常時優先業務選定基準表 			
優先度	業務開始 目標時間	選定基準	該当業務区分	代表的業務例	参考		
		発災後直ちに着手しないと、市民	・初動体制の確立	a.災害対応の根幹となる体制立ち上げ業務 b.組織的な業務遂行に必須な業務(幹部職員補佐、公印管理等)	・発災直後には、業績対応能力を確保す		
s	3 時間	の生命・生活及び財産、または社 会経済活動維持に重大な影響を及	被災状況の把握	c.被害の把握(被害情報の収集・伝達・報告)	るための業務や3 庁的な災害応急を		
5	以內	会能済品動維持に重人な影響を及 ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務	・救助・救急の開始	d.発災直後の火災、津波等対策業務(消火、避難・警戒・誘導処置等) e.救助・救急体制確立に係る業務(応援要請、部隊編成・運用)	策業務を優先 ・人命救助・救出(~		
			・避難所の開設	f.避難所の開設、運営業務	発災後 72 時間)		
A	1日以内	遅くとも発災後 1 日以内に着手しないと、市民の生命・生活及び財産、または社会経済活動維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務	・応急活動(教助・教 急以外)の開始	a.短期的な2次被害予防業務(土砂災害危険箇所における避難等) b.石狩市管理施設の広急復旧に係る業務(道路、上下水道、交通等) c.衛生環境の回復に係る業務(防疫活動、保健衛士活動等) d.災害対策活動体制の拡充に係る業務(に接受け入れ等) e.遺体の取り扱い業務(収容、保管、事務手続き等)	・市民等の生命・生活 や他機関の活動(影響する、各部局 最優先の災害応急 対策業務や継続。		
			避難生活支援の開始	f.避難生活の開始に係る業務(衣食住の確保、供給等)	<u>常業務</u> に着手・再		
			・重大な行事の手続き	g.社会的に重大な行事等の延期調整業務(選挙等)			
В	3 ∃	遅くとも発災後3日以内に着手しないと、市民の生命・生活及び財産、または社会経済活動維持に相	・被災者への支援の開始	a.遊離生活の向上に係る業務 (入浴、メンタルヘルス、防犯等) b.市街地の清掃に係る業務 (ごみ・瓦礫処理等)	・人命の救助・救出 避難所生活者への 支援に注力		
Б	以内	当の影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務	・他の業務の前提とな る行政機能の回復	c.災害対応に必要な経費の確保に係る業務 (財政計画業務等) d.業務システムの再開等に係る業務	・(情報システム復旧 に伴う)通常業務の 再開		
С	2 週間 以内	遅くとも発災後2週間以内に着手 しないと、市民の生命・生活及び 財産、または社会経済活動維持に 影響を及ぼすため、優先的に対策 を講ずべき業務	・復旧・復興に係る業 務の本格化 ・窓口行政機能の回復	a.生活再建に係る業務(被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等) b.産業の復旧・復興に係る業務(農林水産、商工業対策等) c.教育再開に係る業務 d.金銭の支払い、支給に係る業務(契約、給与、補助費等) e.窓口業務(届出受理) 証明書発行等)	・道路等社会インフラ の早期復旧支援が ど、平常時の生活 復支援		
D	2 週間 以降 (休止業務)	を飾りへき来榜 発災 1ヶ月程度は着手しなくて も、市民の生命・生活及び財産、または社会経済活動維持への影響 が小さいと見込まれる業務	・ その他の行政機能の 回復	e.応口来務 (油田文建、証明音光刊寺) a.その他の業務	・災害関係以外の緊急性のない通常業務		

出典:「石狩市業務継続計画(BCP)【地震災害対策編】」(石狩市、平成27年)

中央省庁においては、より詳細な業務影響度分析を行うこととしている。その概要は、以下のとおり。

【具体的な手順】

- (1) 時間区分及び目標レベルの設定
- (2) 「影響の重大性」の評価(表1、表2)
- (3) 非常時優先業務の決定(「影響の重大性」が中程度以上となる業務を決定)

表 1 「影響の重大性」の評価基準

影響	の重大性	各業務の開始・再開が遅れることに伴う代表的な影響の内容
I	軽微	・社会的影響はわずかにとどまる。
		・ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識をしてもその行政対応は許容可能な範囲である
		と理解する。
П	小さい	・若干の社会的影響が発生する。
		・しかしながら、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。
Ш	中程度	・社会的影響が発生する。
		・社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解
		する。
IV	大きい	・相当の社会的影響が発生する。
		・社会的な批判が発生し、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考える。
V	甚大	・甚大な社会的影響が発生する。
		・大規模な社会的批判が発生し、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考える。

注)地震発生に起因する社会への影響をもって「影響の重大性」を測るのではなく、各時間区分まで に行政対応が開始・再開できなかったことによる影響を評価すること。

表 2 業務影響度分析の記入例

→ 76 ÷00		att at a last H				į	影響の	重大		開区									dis alle no
主務課 及び 番号	業務名	業務の概要 又は 補足説明	特定状況	区分	O時間	3 時間	6時間	12 時間	1	2 日	3 日	5 日	7 日	10 日	15 日	主な 必要 資源	目標レベル	目標状況への到達が遅れることによる影響	非常時 優先 業務
			通常期	影響度	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I		被災地域の〇〇国家試 験受験者への対応措置 が決定され、当該受験	【社金への影響】試験期日が間近に迫った状況の中で適切な行政 対応が講じられなければ、被災地に係る受験者の受験機会が失わ れ、受験機会の付与の面での公平性が損なわれる 【法令激反等の有衡】代替会場の発表とその周知が適切に行え	
	〇〇国家試験 の企画・運営 に関すること	非常時優先業 務性があるの は、被災災いい関 は、被災災いい関 がある部分。		職員数													者等へ周知されているこ と	ず、再試験措置も行われなかった場合には、機会確保の平等性を 問われる可能性があるほか、損害賠償請求訴訟等を起こされる可 能性がある。	×
			よる可能 あるの	影響度	I	I	I	п	ш	ш	IV	IV	IV	IV	IV	/		【他の業務への影響】本国家試験合格者を対象として、初任研修 が4月に実施される予定であり、試験期日を延期する場合には、初 任研修の時期等に影響する可能性がある。	
			災試験 旬 ついて																0
			10~11	影響度	I	I	I	I	I	I	п	п	Ш	ш	IV				0
			月中旬	職員数															0
官情-1	〇〇統計デー	月例統計		影響度	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I		○○統計データ収集の 通常通りの実施。	【社会への影響】データ収集できない期間が長引くことで、統計の 連続性が損なわれ統計を利用した様々な業務や研究に影響が生じ る。 【法令選及等の有無】特になし。	×
Б1 ฅ−1	タ収集業務	月 iyy iqtt aT	_	職員数														【他の象景への影響】景気予測業務に悪影響を与える。	^
		都道府県や地 方〇〇局から 被害情報を、		影響度	I	ш	IV	v	v	v	v	v	v	v	v		所管の○○施設において社会的な影響の大きな被害が生じた場合に 記者発表すると共に官	【社会への影響】社会的影響の多い被害が対外的にアナウンスされないことで、公衆に被害を及ぼすおそれがある。また、被害情報を官邸が知らないことは政府の危機管理能力を問われる可能性がある。 【法令違反等の有無】公衆に危険が及ぶ状況を広報しないことに	0
66-1	地宝和生	確認を加えな がらとりまとめ るもの		職員数													邸等に一報を入れる。	より追加被害が生じた場合には、刑事・民事両面で責任を問われる可能性がある。 【機の業務への影響】直接的には無い。	0
官秘-1	大臣等幹部秘	大臣等幹部の側に随行して、	_	影響度	I	Ш	ш	IV	IV	IV	IV	v	v	v	v		大臣等幹部のスケ ジューリング調整や行動 誘導等を実施できる者 が付き添った状態とする	【社会への影響】大臣等幹部が、行動のサポートを受けられなくなり、スケジューリング調整や対外対応に着しい支障を来す。特に、3 時間以上サポートを受けられない状態が続けば、省としての危機管 「接き強力を利金等形となる可能性がある。 「接き強度を有金割を持たる。	0
E 190 ⁻ I	書業務			職員数													こと。	【他の意語への影響】大臣等幹部への決済や報告を求める省内 関係者の業務に影響を与える。	J

出典:内閣府資料

2. 4 非常時優先業務の実施体制の確立

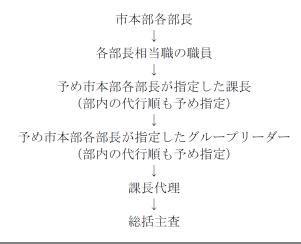
(参考)

岐阜県多治見市では、首長の代行順位について第5順位以下も定めている。

(1) 市本部の指揮命令系統の代行順

市本部長 → 副本部長(副市長) → 以下、記載順(機構順)とする。 企画部長、総務部長、福祉部長、市民健康部長、経済部長、 環境文化部長、都市計画部長、建設部長、水道部長、会計管理者、 土木技監、建築技監、監査事務局長、議会事務局長

(2) 各部の指揮命令系統の代行順



出典:「多治見市緊急時業務対応計画」(多治見市、平成25年)

【応用編~さらに対策を進めるために~】

感染症まん延下での業務継続体制の確保

熊本県益城町では、感染症まん延下での業務継続体制の確保について定めている。

- (1) 業務継続及び指揮命令系統維持のため、各課等において管理職等の代行順位を事前に定めておく。
- (2) 業務継続に向けた優先順位等は益城町業務継続計画(BCP)に定める非常時優先業務(通常業務)に基づき、非常時優先業務の優先度に準じて、継続業務や縮小業務、休止業務を決定する。
- (3) 感染者、濃厚接触者が多数を占め、概ね課の4割にあたる職員が出勤停止等業務に支障を来すおそれがある場合は、所属長は速やかに新型コロナウイルス感染症対策本部へ報告し、その対応を検討する。
- (4) 課内での人員確保が困難な場合は、庁内横断的な人員調整を行うものとし、優先業務へ重点的な人員配置(過去に経験のある業務への優先配置)を検討する。
- (5) このマニュアルに記載のない事項等については、状況に応じた対応に努めるとともに、 必要に応じてマニュアルの改訂を行う。

※本マニュアルは自然災害が対象ではなく、新型コロナウイルス感染症の業務継続計 画感染対応マニュアルによる整理であることに留意が必要。

出典:「益城町新型コロナウイルス感染症業務総売計画感染対応マニュアル」(益城町、令和2年)

静岡県三島市では、首長以外に消防長や各部長の代行順位も定めている。

第6章 指揮命令系統の確立(職務代行)

職改化ケッサ色学	職務代行の	D順位
職務代行の対象者	第1順位	第2順位
市長	副市長	教育長
副市長	企画部長	財政部長
教育長	教育部長	教育総務課長
消防長	消防次長	消防総務課長
各部長	各部筆頭課長又は各規程のとおり	
各課長	事前に指定する課長補佐、係長等	

出典:「三島市業務継続計画(地震対策編)」(三島市、平成27年)

(参考)

鳥取県日吉津村では、職務代行に当たっての基本的な考え方も定めている。

<権限委任に係る基本的な考え方>

- ① あらかじめ定められた責任者及び代行者は、本庁に連絡を取り、負傷状況や参集の可能性等を報告する。
- ② 責任者と連絡が取れない場合は、意思決定に係る権限は、別途定められている場合を除き、あらかじめ定めた順序で自動的に代行者に委任する。
- ③ 責任者が本庁へ参集できない状況にあっても、連絡手段が確保され責任者の指示を仰ぐことが可能 な場合は、権限の委任は行わない。
- ④ 権限委任を定める責任者の範囲は、原則として室課長以上は必須とし、それ以外の職員は職務の内容や不在時の影響等を考慮して定める。
- ⑤ 代行者が多くの最優先業務に関与する等の理由により業務負荷が非常に高い場合も考えられるため、災害時の業務負荷等を考慮して代行者を設置する。
- ⑥ 責任者が有する全ての権限や職務を1人で代行することが困難な場合には、主たる代行者を定めた後に、一部の権限や職務を別の者に部分的に委任することも検討する。
- ⑦ 同一庁舎内で同時に被災する可能性もあるため、代行者には他の庁舎で勤務している者も含めることも検討する。

出典:「日吉津村 BCP(業務継続計画) < 地震・津波編 > 【第1版】」 (日吉津村、平成 25 年)

(参考)

鳥取県大山町では、職員参集に当たり自宅待機の要件について定めている。

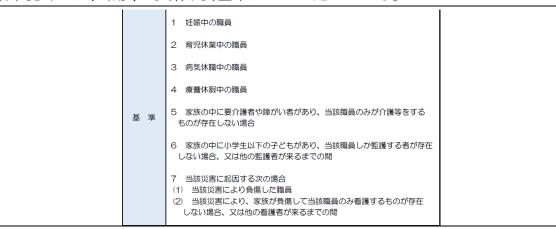
<自宅待機の要件>

- ① 職員の家族等が死亡したとき。
- ② 職員または家族等が負傷し、治療または入院の必要があるとき。
- ③ 子の保育、親の介護などにより在宅の必要があるとき。
- ④ 同居する家族の安否確認が取れないとき。
- ⑤ 職員または職員に深く関係する者の住宅が被災した場合で、職員が当該 住宅の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事する必要があるとき。
- ⑥ 自転車やバイクの利用が困難であり、徒歩により参集せざるを得ない場合で、その距離が概ね 20km 以上のとき。
- ⑦ 自宅周辺で、津波浸水のおそれ等があり、避難行動等が必要であるとき。
- ⑧ その他、必然的かつ合理的な理由がある場合。

出典:「大山町BCP(業務継続計画)〈地震·津波編〉【第1版】」(大山町、平成25年)

(参考) 〈再掲〉

茨城県境町では、職員の参集不要基準について定めている。



出典:「境町業務継続計画【令和元年度版】」(境町、令和元年)

【応用編~さらに対策を進めるために~】 テレワークを考慮した参集体制の検討事例

東京都多摩市では、感染症まん延時、在宅勤務を積極的に推進した際、在宅勤務実施者が増加したことから、災害時の対応について検討した。特に発災直後は、初動全力で対応する必要があるため、在宅勤務実施者も震度階に応じた参集基準に基づいて参集することを確認した。テレワークを考慮した非常時優先業務の見直しも実施することで、平常時に在宅勤務で行う業務の多くが、業務を停止可能な業務であると認識できた。

北海道中富良野町では、職員の新型コロナウイルス感染リスクを低減する計画として、執務室の分散とともにテレワークが可能となるように緊急措置を講じた。職員同士の接触を減らすため3割減の数字を目標として掲げ、その後5割減の目標を定めていた。災害時の参集職員も以上の削減目標に沿った参集体制を想定した。非常時優先業務も業務区分を整理し、テレワークにより休止中断することなく実施可能な業務の抽出をしたことで、非常時優先業務の理解度も向上した。

出典:令和4年度「地方公共団体における業務継続体制」に係るヒアリング調査による

(参考)

兵庫県神戸市では、計画の発動基準について定めている。

- 1. 本計画の発動と解除
- (1) 本計画の発動

本計画を発動する時期について、次のように設定する。

- ① 市内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、本計画を自動的に発動する。
- ② 市内の被害規模や対応状況から、災害対策本部長が必要と認めたときに発動する。
- (2) 解除

災害対策本部長は、本計画の発動の必要がなくなったと判断したときは、計画を解除する。 ただし、本計画の解除後も、災害復旧に関連する業務を優先しながら、経常業務を行う。

出典:「災害時業務継続・受援計画」(神戸市、令和3年)

2. 5 必要資源に関する分析と対策の検討

1)職員

(参考)

徳島県業務継続計画〈南海トラフ巨大地震編〉に記載されている参集見込職員数 の試算

- (1) 南海トラフ巨大地震発生時の参集見込職員数の試算方法の考え方 「図表 4.8 南海トラフ巨大地震発災時の参集見込職員数の試算方法」における試算 方法の考え方は次のとおり。
- ① 地震発生後、「本庁舎」「防災センター」「西部総合県民局美馬庁舎」等の庁舎においては、「本庁舎(本部)初動要員」など庁舎近隣に居住する職員が参集する。これらの職員は、地震に伴う津波の到達前に庁舎に参集することになるが、本人や家族の負傷や住居の全半壊等の理由により、参集できない場合も想定されることから、参集職員数はこれら庁舎近隣に居住する職員の内53.4%に留まるものとする。
- ② 津波浸水想定区域内に居住しているその他の職員は、自身の避難を優先させる必要があることから、大津波警報が発令されている可能性が高い地震発生から 2 日間程度は参集困難と想定する。また、迂回路を含め参集経路が津波浸水想定区域内である場合も同様とする。
- ③ 大津波警報が解除された後も、地震発生から3 日間は、徒歩のみによる参集を想定する。その速度は、毎時3kmの連続歩行とする。また、勤務地までの距離が20kmを越える場合には、徒歩による参集は困難とみなす。
- ④ 職員の参集先については、勤務先庁舎が津波浸水想定区域内に所在する場合には、 地震発生から 2 日目までは、職員の居住地に最寄りの参集指定庁舎へ向かうもの とする。3 日目からは参集が可能であれば、本来の勤務庁舎へ向かうものとする が、それが困難な場合には、引き続き職員の居住地に最寄りの参集指定庁舎へ向か うものとする。
- ⑤『徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第一次)』の建物被害予測によると,291,990棟の建物のうち199,700棟(68.4%)が、地震による揺れや津波等により、全壊又は半壊すると予測されている。また、この内、津波によるものを除いたものは136,200棟(46.6%)と予測されている。このため、地震発生3日目における職員の参集率は、住居の被災や、周辺の建物被害に伴う救出/救助活動に積極的に対応するため、津波浸水想定区域外に所在する庁舎では53.4%、津波浸水想定区域内に所在する庁舎では31.6%に留まるものとする。
- ⑥ 地震発生から1 週間後には、南海トラフ巨大地震及びその後の津波による被害を踏まえても、ある程度の職員は勤務庁舎への参集が可能な状況になると考えられる。しかし、『徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第一次)』の建物被害予測によると、地震の揺れや津波等により、291、990 棟の建物のうち116、400 棟(39.9%)が全壊すると予測されている。また、この内、津波によるものを除いたものは74、100 棟(25.4%)と予測されている。このため、自宅の全壊や、家族の死傷等により、地震発生から1 週間の時点においても職員の参集率は津波浸水想定区域外

に所在する庁舎では 74.6%, 津波浸水想定区域内に所在する庁舎では 60.1%に留まるものとする。

⑦ 地震発生から 2 週間程度で、ほぼ全ての職員は参集可能な状況になると考える。 しかし、『徳島県南海トラフ巨大地震被害想定 (第一次)』の人的被害予測によると、 785,491 人の人口のうち 50,700 人 (6.5%) が死亡または負傷するという予測が なされていることから、93.5%の職員が参集すると想定する。

時間経過	参集見込職員数の試算方法
	津波浸水想定区域外に所在する庁舎については、庁舎から9km圏内職員の53.4%が参集すると想定 (住居が津波浸水想定区域である職員除く)
3時間	津波浸水想定区域内に所在する庁舎については、近隣に居住する職員以外の参集は困難と想定 ただし、「本庁舎」「防災センター」「南部総合県民局阿南庁舎・美波庁舎」には、 本庁舎(本部)初動要員の 53.4%が参集すると想定
	津波浸水想定区域外に所在する庁舎については、庁舎から20km圏内職員の53.4%が参集すると想定 (自宅が津波浸水想定区域である職員除く)
1日	津波浸水想定区域内に所在する庁舎については、近隣に居住する職員以外の参集は困難と想定 ただし、「本庁舎」「防災センター」「南部総合県民局阿南庁舎・美波庁舎」には、 本庁舎(本部)初動要員の 53.4%が参集すると想定
3⊟	職員は、距離が20km以内の勤務先庁舎、または距離が20km以内の最寄りの参集庁舎へ参集すると想定 津波浸水想定区域外に所在する庁舎へ向かう職員は53.4%が参集すると想定 津波浸水想定区域内に所在する庁舎へ向かう職員は31.6%が参集すると想定
1週間	津波浸水想定区域外に所在する庁舎については、全職員の74.6%が参集すると想定 津波浸水想定区域内に所在する庁舎については、全職員の60.1%が参集すると想定
2週間	全職員のうち、死者・負傷者を除く93.5%の職員が参集すると想定

図表 4.8 南海トラフ巨大地震発生時の参集見込職員数の試算方法

出典:「徳島県業務継続計画〈南海トラフ巨大地震編〉」(徳島県、平成26年)

静岡県三島市の参集予測

第4章 職員の参集予測

1 参集予測の条件設定

発災時間	勤務時間外(冬 午前5時)
予知の有無	予知なし
参集手段	徒歩、自転車、バイク

2 算出方法

-	71-1	4/3/44	
	а	時間割合	職員アンケート調査結果で、距離から換算した出勤に要する時間(徒
	а	时间剖口	歩、自転車、バイク・時速 3km)による割合。
	b		職員アンケート調査結果で、直ぐに出勤できる家庭環境(小学生以下
		家庭環境	の子ども、要介護者等の面倒を見てくれる人がいる環境)である職員
			の割合。
			12 時間以内までは、国土交通省の業務継続計画で「本人・家族の死
	С	出勤可能割合	傷等の被災及び救出・救助活動に従事する人」を除いた出勤可能な人
			数の割合(60%)を準用。12時間超については独自予想により算出。

3 予想結果(平成26年4月1日現在)

(1) 全体

(1) ± IT							
		正規職員			臨時・	合計	
時間	一般行政 職員等	消防職員	小	計	嘱託職員		
3 時間以内	251 人	76 人	327 人	(42%)	213 人	540 人	
12 時間以内	280 人	82 人	362 人	(46%)	244 人	606 人	
24 時間以内	330 人	91 人	421 人	(54%)	294 人	715 人	
3 日以内	381 人	101 人	482 人	(61%)	343 人	825 人	
1週間以内	539 人	111 人	650人	(83%)	539 人	1, 189 人	
1ヶ月以内	666 人	120 人	786 人	(100%)	666 人	1,452人	

※注 正規職員の最大参集人数は786人とする。

(全正規職員 833 人-休暇・長期派遣の一般行政職員等 47 人)

(2) 一般行政職員等:666人

(全正規職員 833 人-消防職員 120 人-休暇・長期派遣の一般行政職員等 47 人)

参集見込人数:一般行政職員等×時間割合×家庭環境×出勤可能割合

時間	一般行政職員等	時間割合	家庭環境	出勤可能 割合 c	参集見込 人数	全体割合
3 時間以內	666 人	86%	73%	60%	251 人	38%
12 時間以内	666 人	96%	73%	60%	280 人	42%
24 時間以内	666 人	97%	73%	70%	330 人	50%
3 日以内	666 人	98%	73%	80%	381 人	57%
1週間以内	666 人	100%	90%	90%	539 人	81%
1ヶ月以内	666 人	100%	100%	100%	666 人	100%

出典:「三島市業務継続計画(地震対策編)」(三島市、平成27年)

兵庫県佐用町の参集想定(地震時と水害時でそれぞれ想定)

- ① 地震時の職員参集想定(勤務時間外)
 - ア)職員の参集が最も低いと考えられる休日で想定する。
 - イ)がけ崩れや建物の倒壊のため、徒歩での移動で計算する。
 - ウ) 障害物等を考慮し通常の歩行速度より遅い3km/hで計算する。
 - エ) 1時間後、3時間後、12時間後、1日後、3日後、1ヶ月後で参集予測する。
 - オ) 2日後までは、本人及び家族等の被災のため1割が参集できない。また、3割が救出・救助活動等のため参集できない。
 - カ)3日後は、本人及び家族等の被災のため1割が参集できない。また、2割が救出・救助活動等のため参集できない。
 - キ)1ヶ月後は、職員の死傷等により1割が参集できない。

■ 参集人員 (%)

1 時間後	3 時間後	12 時間後	1 日後	3日後	1ヶ月後
12%	36%	58%	60%	70%	90%

- ※ 休日の参集を想定
- ※ 兵庫県、神戸市、伊丹市、西宮市、芦屋市、宝塚市の地震発生当日の参集率の平均は約48%であり、発災から4日目までの平均は約76%であった。
- ② 水害時の職員参集想定(勤務時間外)
 - ア) 職員の参集が最も低いと考えられる休日で想定する。
 - イ) 早い段階での配備となるため、車での移動で計算する。
 - ウ)降雨により視界が悪いことを考慮し通常の速度より遅い30km/hで計算する。
 - 工) 1時間後、3時間後、12時間後、1日後、3日後、1ヶ月後で参集予測する。
 - オ) 1時間後、3時間後は外出等により4割が参集できない。
 - カ)12時間後、1日後、3日後は被災等により1割が参集できない。

■ 参集人員(%)

1 時間後	3 時間後	12 時間後	1 日後	3日後	1ヶ月後
57%	60%	90%	90%	90%	100%

[※] 休日の参集を想定

出典:「佐用町業務継続計画」(佐用町、平成25年)

(参考)

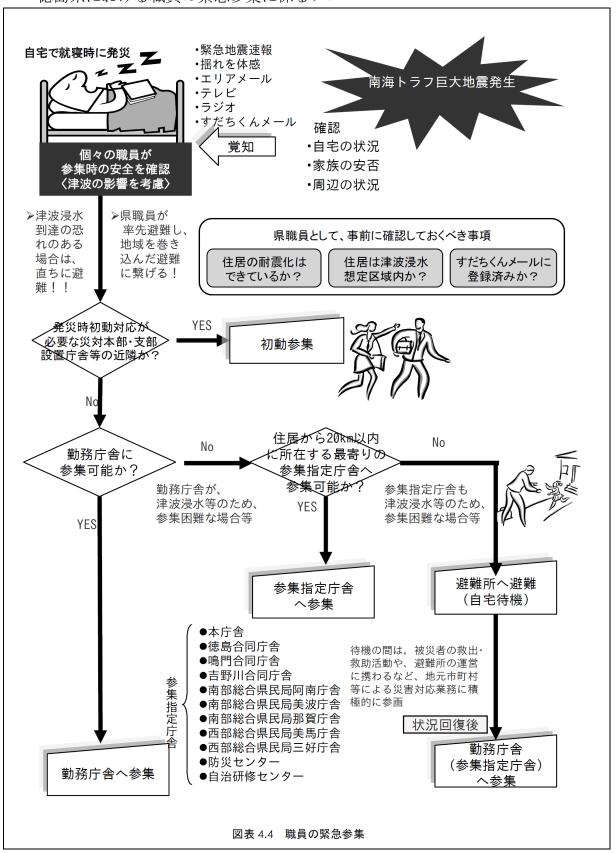
阪神・淡路大震災において最大震度が7であった神戸市・芦屋市・西宮市は、発 災後18時間経過した時点での職員の参集状況は40~50%程度にとどまっている。

○阪神・淡路大震災時の参集状況(震災後 18 時間の時点で約 40%~50%)

	(18 時間後)	(42 時間後)	(66 時間後)	(90 時間後)	(210 時間後)
神戸市	41%	約6割	約7割	約8割	約9割
芦屋市	42%	52%	60%	69%	_
西宮市	51%	66%	69%	78%	_

出典:「地域防災データ総覧 阪神・淡路大震災基礎データ編」 ((財)消防科学総合センター、平成9年)

徳島県における職員の緊急参集に係るフロー



出典:「徳島県業務継続計画〈南海トラフ巨大地震編〉」(徳島県、平成 26 年)

神奈川県では、代替要員の確保対策として、過去に業務を経験した者の活用について定めている。

- ④ 過去に業務を経験した者の活用
 - ・ 業務によっては、マニュアルだけでは対応が不可能なものや、限られた技術を持つ者でしか対応ができないものもある。そのような業務では、過去に担当した職員を当該業務の経験者名簿等に登録し、活用することで、現在の担当者が不在の場合でも、その職員が代行することにより、非常時優先業務の遂行が可能となるため、業務経験者名簿等への登録や緊急時の連絡方法等について検討を進める。

<各所属・各人事所管部局>

出典:「神奈川県業務継続計画」(神奈川県、平成24年)

(参考)

神奈川県横浜市では、代替要員の確保対策として、退職者やボランティアの活用について定めている。

カ 横浜市退職者の活用

本市退職者を対象にした任意登録制度を利用し、発災時には退職者の知識や技術を活用して、効率的な非常時優先業務の実施に努める。

- ▶ 地域防災協力員制度 本市退職者を対象とした登録制度で 区で行う災害応急
 - 本市退職者を対象とした登録制度で、区で行う災害応急対策業務に協力をしてもらうことを主な役割としている。
- ➤ 横浜市消防活動支援 OB 隊制度 消防職員の退職者を対象とした登録制度で、応急救護活動や救助・救急活動な ど消防局が行う災害応急対策への支援を主な役割としている。
- ➤ 横浜市水道局災害時支援協力員制度 水道局退職者を対象とした登録制度で、市民への応急給水や応急復旧作業への 協力を主な役割としている。
- キ ボランティアの活用

医師、看護師、応急危険度判定士などそれぞれの専門的な知識、技能や特定の資格を要する「専門的ボランティア」や、避難所での炊き出しや物資の仕分けなど特別の資格や技術、知識を必要としない「一般ボランティア」など、被災者の心身及び生活の安定、再建に大きな力を発揮するボランティアが活動しやすい環境を確保する。

出典:「横浜市業務継続計画(BCP)【地震編】-第1版-」(横浜市、平成23年)

京都府では、非常時優先業務が特に集中し応援が必要な部、その応援を実施する部をあらかじめ定めている。

(3) 受援部・応援部

発際直後3日間は、非常時優先業務が特に集中し応援が必要な部、その応援を実施する部について、以下のとおり計画する。

受援部においては、応援部の職員が速やかに業務を実施できるよう、応援を受ける 業務の洗い出しを行い、当該業務に関するマニュアルやチェックリストなどの作成し、 それに基づく事前研修や訓練を実施し、円滑に応援を受けることができるよう準備す る。

受援部	応援部	
調整部	総務部・政策企画部	
健康福祉部	府民生活部・商工労働観光部	
建設交通部	農林水産部	

出典:「京都府庁地震業務継続マニュアル(全庁版)」(京都府、平成23年)

(参考)

岐阜県では、専門的知識が必要となる業務(資格・技能)について、バックアップ体制を事前に定めている。

(4) 特定職種への対応

各部局は、業務を継続するために専門的知識が必要となる業務(資格・技能)については、担当職員が被災したことを想定し、バックアップ体制を事前に定めておく他、スキルの標準化・教育訓練等、可能な限り代替性を高める方策を検討する。

また、他業種での代替や、OB等の活用、さらには他県の職員や他団体への応援要請についても検討する。

【不足が懸念される職種と対応案】

不足が懸念される職種	対 応 案				
ヘリ操縦士	 職員が被災した場合は、他県、自衛隊等へ協力を要請する[応援協定]				
ヘリ整備士	戦長が 放火しに物口は、 世末、口性 勝寺へ 励力を安請する 心抜励に				
	職員が被災した場合は、地域間での連携・融通を図るとともに、他職種で				
薬剤師	の応援体制により業務継続を図る。 【代替例】				
土木	·保健師→事務·OB ·薬剤師→衛生獣医·事務·OB				
建築	·土木→農業土木·事務·OB ·建築→事務·OB				

※特定職種については、事前に代替方法を整理する。

出典:「岐阜県業務継続計画<地震災害編>」(岐阜県、平成23年)

京都府では、休日・夜間における初動体制の確保のため、本庁舎付近に自宅のある職員を活用することとしている。

(2) 災害対策本部等の初動体制の確保

休日・夜間において、速やかに必要な初動要員を確保するため、「京都府非常時専任職員の指定要領」に基づき、本庁に勤務する原則として本庁舎から概ね半径2km以内に自宅がある職員を、各部局の推薦により、2号災害対策本部等初動要員としてあらかじめ指定する。

各広域振興局においても、本庁に準じた初動体制を確保する。

出典:「京都府業務継続基本指針」(京都府、平成21年)

(参考)

全国知事会危機管理・防災特別委員会では、「大規模広域災害発生における都道府 県相互の広域応援の今後の方向性について(報告)」において、地方公共団体におけ る受援体制の整備等の方向性を整理している。

【参考】受援側で事前に検討しておくべき事項 (活動モデル p. 13)

(共通事項)

- ・ カバー(支援) 県や応援県等との調整(窓口) 担当の設置 (災害対策本部内に受援調整担当を設置することが望ましい。)
- ・ カバー(支援) 県や応援県等との連絡調整方法 (被害状況等の情報共有や支援内容の調整等行う連絡調整会議の開催等)
- ・ 応援要員の活動拠点、電源・通信手段等の提供に係る方針等
- ・ 被害状況及び応援ニーズ(人的・物的)の情報提供・発信方法

(人的支援の受入)

- ・ 応援を必要とする分野・職種・業務内容
- ・ 分野・職種ごとの調整 (窓口) 担当の設定
- ・ 人的支援ニーズの把握、集約及び要請方法
- ・ 応援要員の活動拠点、電源・通信手段等
- ・ 応援要員の宿泊(仮眠)場所(必要に応じて)

(物的支援の受入)

- ・ 救援物資の受入・集積拠点の指定
- ・ 県集積拠点での作業要員、県集積拠点から被災市町村集積拠点等までの輸送手段
- ※ 上記の点は受援計画として取りまとめ、庁内で明確にしておくことが望ましい。

出典:「大規模広域災害発生時における都道府県相互の広域応援の今後の方向性について(報告) (全国知事会危機管理・防災特別委員会広域応援推進検討ワーキンググループ、平成27年)

時期	必要とされる分野・職種			
初動期	○医療対策要員 ・救護班 ・ドクターへリ ○災害対策本部機能支援要員 ○避難所運営支援要員 ○物資集積・配送拠点運営要員 ※国等の関与により派遣調整が行われる要員 ○救助・救急対策要員 ・警察災害派遣隊(即応部隊)(警察庁) ・緊急消防援助隊(消防庁)			
(発災~3日程度)	○医療対策要員(DMAT(厚生労働省)) ○給水車、給水要員((社)日本水道協会) ○被災建築物応急危険度判定士 (近畿被災建築物応急危険度判定協議会) ○被災宅地危険度判定士(国土交通省) ※国が派遣する要員 ○自衛隊 ○海上保安庁 ○被災文教施設応急危険度判定士(文部科学省) ○災害対策現地情報連絡のリエゾン(国土交通省)			
	○緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)(国土交通省)			
応急対応期 (避難所) ・ 復旧期 (仮設住宅期)	○災害対策本部機能支援要員 ○避難所運営支援要員 ○物資集積・配送拠点運営要員 ○保健・医療・福祉連絡要員 ○公衆衛生・感染症対策要員 ○被災者の心のケア要員 ○応急仮設住宅整備要員 ○社会基盤施設復旧要員 ○災害廃棄物処理計画策定要員 ○被災者生活支援窓口要員 ○被災者生活支援窓口要員 ○被災市町村事務全般支援要員(家屋被害調査、罹災証明書の発行、市町村税の減免事務等の応援) ○教員(教育支援要員) ○文化財緊急保全要員 ○ボランティアコーディネーター			
	※国等の関与により派遣調整が行われる要員〇警察災害派遣隊(一般部隊)(警察庁)〇水道復旧要員((社)日本水道協会)○下水道復旧要員((公社)日本下水道協会)○農地・農業用施設復旧要員(農林水産省)○海外からの派遣(外務省)			
復旧~復興期 (仮設~復興住宅期)	○社会基盤施設復旧要員○被災者の心のケア要員○被災者生活支援窓口要員○被災市町村事務全般支援要員(復興計画の策定等の応援)			

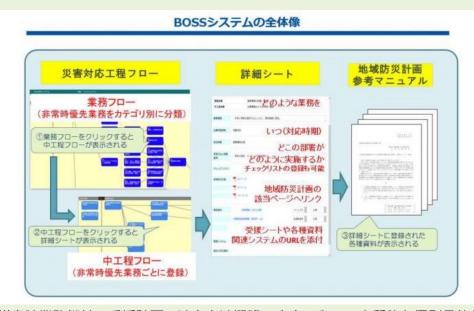
出典:「大規模広域災害発生時における都道府県相互の広域応援の今後の方向性について(報告) (全国知事会危機管理・防災特別委員会広域応援推進検討ワーキンググループ、平成27年)

【応用編~さらに対策を進めるために~】業務継続計画と受援計画の一体化

兵庫県神戸市では、業務継続計画と受援計画は災害対応の両輪となる計画であり、計画内容に整合性があること、同時並行的に運用可能であることが災害対応の実効性を高めるためには不可欠であると認識し、業務継続計画と災害時受援計画を統合した「災害時業務継続・受援計画」を策定した。令和 2 年度より「災害対応工程管理システム(BOSS)」を導入し、業務継続計画・受援計画の一元的運用を行っている。

受援計画を業務継続計画に先行して作成したため、受援対象業務と非常時優先業務との間に齟齬が生じた。BOSSを活用して、非常時優先業務と受援対象業務を関連付け、各非常時優先業務をフローチャートの形式で整理した。

BOSSには、各局の災害時の予防業務及び非常時優先業務や、連動する他の計画についても登録しており、各種計画や資料をつなぐプラットフォームシステムとして運用している。平時から組織体制の変更や業務の見直し内容は、本システムに随時反映させることで災害対応への意識醸成や知識習熟に努め、災害時には本システムを災害モードに切り替え、業務の把握を行うとともに対応状況をシステムに登録し、災害対応の進捗管理を行っている。



「災害時業務継続・受援計画」は本文は概略の内容のみで、実質的な個別具体的業務 や、非常時優先業務、受援対象業務については整理して BOSS に登録して管理してい る。一元的運用により、災害対応における市職員の迅速・円滑な対応と、応援職員等の 効果的活用の実現が見込まれる。

出典:令和4年度「地方公共団体における業務継続体制」に係るヒアリング調査による

島根県では、来庁者や帰宅困難者への対応方針を以下のとおり定めている。

6 その他非常時の対応

発災が勤務時間内である場合は、来庁者に被害が及ぶことなどが想定されるため、 以下の方針により対応する。

(1) 来庁者への対応

①避難場所の指定

来庁者の避難場所は、予め指定された場所とする。 被災により同所が使用できないなど状況に応じて、庁舎管理担当課は、速 やかに来庁者の避難場所を指定し、庁内に周知する。

【各庁舎の来庁者の避難場所(想定)】

庁舎名	来庁者の避難場所(想定)
本庁	県民室、1階ロビー
松江合庁	1階ロビー
雲南合庁	1階ロビー
出雲合庁	1階ロビー
大田集合庁舎	1階ロビー

庁舎名	来庁者の避難場所(想定)
川本合庁	1階ロビー
浜田合庁	1階ロビー
益田合庁	1階ロビー
隠岐合庁	西郷小学校
島前集合庁舎	西ノ島県職員宿舎駐車場

②来庁者の誘導

庁舎管理担当課は、地震の揺れが収まり庁舎周辺の安全が確認された後に、 来庁者に対して①により指定された避難場所への移動を要請し、近くに居合 わせた職員の協力を得ながらこれを誘導する。

③負傷者等への対応

移動が困難な負傷者等については、付近に居合わせた職員が救急・救命措置、応急手当てなど必要な措置を速やかに行うものとし、医療機関による手当が必要とされる負傷者等については、医療機関への引き渡しを行う。

(2) 帰宅困難者への対応

帰宅困難者については、原則、市町村が開設する近隣の避難所へ移動するよ 5 票請する。

ただし、避難所への移動が困難な場合には、庁舎管理担当課は、市町村が避 難所を開設するまでの間、指定した場所へ誘導する。

【各庁舎の帰宅困難者の避難場所】

庁舎名	帰宅困難者の避難場所
本庁	第三分庁舎、職員会館、
177	県立武道館
松江合庁	講堂
雲南合庁	5階 501 会議室
出雲合庁	会議室
大田集合庁舎	2階会議室

庁舎名	帰宅困難者の避難場所
川本合庁	1階ロビー
浜田合庁	本館6階休養室、健康管
	理室
益田合庁	5 階会議室
隠岐合庁	6 階会議室
島前集合庁舎	2階会議室

出典:「島根県大規模地震・津波災害業務継続計画」(島根県、平成27年)

【応用編~さらに対策を進めるために~】 民間コールセンターによる災害窓口対応

千葉県浦安市では、民間事業者と契約し災害時に市民からの電話問合せ対応を 24 時間引き受ける「災害コールセンター」を設置している。市の想定する大規模災害で被災しない地域に立地している。発災直後には地震発生情報、被害情報、避難に関する情報等を提供し、応急・復旧時には生活必需品の提供情報、ライフライン復旧情報、交通機関運行情報、道路交通情報等を提供する。判断が必要な問合せは市窓口を案内する。一次対応を民間に任せることで、市職員が非常時優先業務への対応に専念可能となった。

出典:令和4年度「地方公共団体における業務継続体制」に係るヒアリング調査による

2) 庁舎(代替庁舎を含む。)

(参考)

兵庫県明石市では、代替庁舎の候補を代替施設一覧として整理している。

<被害想定に基づく庁舎の代替施設一覧(概要)>

No.	代替施設名	住 所	構造	階数	延床面積	建築年
参考	明石市役所本庁舎	中崎1-5-1	RC	8	11, 473. 85	S45
1	勤労福祉会館	相生町2-7-12	RC	4・地下1	4, 373. 00	S57
2	保健センター	相生町2-5-15	RC	5・地下1	4, 230. 02	S59
		東仲ノ町6-1	SRC	7F部分	1, 977. 82	H13
3	生涯学習センター (アスピア明石 7 階~ 9 階)			8F部分	2, 016. 09	
				9F部分	2, 018. 01	
4	防災センター (消防本部)	藤江924-8	SRC	4	5, 465. 00	H15
5	大久保市民センター	大久保町大窪612-1	RC	4・地下1	1, 897. 23	S57
6	魚住市民センター	魚住町西岡500-1	RC	3	1, 622. 31	S55他
7	産業交流センター	大久保町ゆりのき通1-4-7	SRC	7	5, 055. 08	H10
8	明石クリーンセンター (管理棟)	大久保町松陰1131	RC	3	1, 981. 20	H11

出典:「明石市事業継続計画~BCP~(第1版)」(明石市、平成25年)

(参考)

兵庫県佐用町では、代替施設候補の検討を行うとともに今後の対策について明らかにしている。

(2) 防災拠点(本庁舎・各支所)、西はりま消防組合(佐用消防署)等本庁舎は、電源や通信手段の確保のめどが立たない事態など、不測の事態に備えるため、 平素から本庁舎使用不能時の代替施設の検討を行うものとする。

① 地震

防災拠点は耐震基準を満たしており、倒壊の心配は低いと考えられる。 ただし、壁や柱、ガラスの破壊や亀裂の発生、棚、天井板、照明器具の落下など により、破片等が床や廊下に散乱することが予測され、日中に地震があった場合、負傷者 が出る可能性がある。また、エレベーターが停止することも予測される。

- ※ 本庁舎企画防災課部分は、合併に伴う建て増し部分で鉄骨造である。
- ※ 構造物の倒壊は低いと考えられるが、天井の落下、外壁や窓ガラスなどの破損・落下、付属 設備や機器の転倒・落下など、安全が確保できないことは想定される。
- ② 水害

本庁舎1階浸水、上月支所1階浸水

※ 南光支所、西はりま消防組合(佐用消防署)も 浸水想定区域内にあり浸水の可能性がある。

③ 確保対策

ア) 代替施設

上月支所、三日月支所、南光支所、西はりま消防組合(佐用消防署)など ※ 代替施設には、作業スペース(会議室、机、イス)、パソコン、プリンター、ネット ワーク、電話、FAX、防災行政無線など確保できている。

■ 今後の対策

本庁舎に防災対策室等を備えた施設を増築する。 (総務課・企画防災課) 棚等の転倒防災対策、ガラス・電灯等の飛散対策を実施する。 (総務課)

出典:「佐用町業務継続計画」(佐用町、平成25年)

岐阜県では、出先機関も含めて代替庁舎の候補を整理している。

4.3.2 「各総合庁舎機能」の確保

各総合庁舎が倒壊するなど被害甚大で、業務継続が困難になった場合の対応

各庁舎間の相互補完体制

当県の地震被害予測については、県内全域が一度に大きな被害を受ける大地震は想定しにくい。このため、隣接する圏域毎に相互バックアップすることで、特定の庁舎が大破するなど使用不能の状態に陥った場合等、通常業務の遂行が出来ない状態の場合には、近くの代替施設を調査し、代替施設を確保する運用とする。

第1には被害の少なかった近くの総合庁舎にその機能を移すことで、継続すべき通常業務の遂行体制を確保するものとする。

また、機能を移す先の総合庁舎は、その受け入れ体制(執務環境の確保等)に全面的に協力するものとする。

施 設 名	機能移転第1候補	機能移転第2候補	機能移転第3候補
岐阜総合庁舎	健康科学センター	可茂総合庁舎	西濃総合庁舎、揖斐総合庁舎
西濃総合庁舎	ソフトピアジャパン	揖斐総合庁舎	可茂総合庁舎
揖斐総合庁舎	西濃総合庁舎	可茂総合庁舎	郡上総合庁舎
可茂総合庁舎	国際たくみアカデミー	東濃西部総合庁舎	恵那総合庁舎
中濃総合庁舎	可茂総合庁舎	岐阜県庁	郡上総合庁舎
郡上総合庁舎	下呂総合庁舎	可茂総合庁舎	飛騨総合庁舎
東濃西部総合庁舎	セラミックパークMINO	恵那総合庁舎	可茂総合庁舎
恵那総合庁舎	東濃西部総合庁舎	下呂総合庁舎	可茂総合庁舎
飛騨総合庁舎	古川土木事務所	下呂総合庁舎	郡上総合庁舎
下呂総合庁舎	飛騨総合庁舎	郡上総合庁舎	恵那総合庁舎

出典:「岐阜県業務継続計画<地震災害編>」(岐阜県、平成23年)

(参考)

新潟県中越地震(平成16年10月23日)の際、事前に代替拠点を定め、切替え訓練も実施していた企業では、震災翌日に代替拠点を確保することができた(ただし、代替拠点内の設備が事前に整っていなかったという反省点がある)。

(中略)

同社は、中越地震で関連会社の工場や物流拠点が甚大な被害を受けた。災害対策に力を入れている同社は、各拠点に代替拠点を定めており、切り替え訓練まで実施していた。出荷システムはデータセンターで運用しているので、物流拠点を移しても、データセンター側の設定を変更するだけ。被災地では、パソコンを代替拠点のネットワークにつなぐだけで、システムが使える。

(中略)

計画通り、震災の翌日には、被害を受けた長岡市の拠点の代替拠点を確保できた。 (以下略)

出典: 日経 XTECH ホームページ

https://xtech.nikkei.com/it/article/COLUMN/20070426/269650/

新潟県中越地震(平成 16 年 10 月 23 日)の際、庁舎の使用が不可能となり、代替施設等に災害対策本部が設置された例がある。

(長岡市)

漏水と停電により市庁舎が利用できず、本庁舎ロビーで午後 6 時 30 分に第一回災害対策本部会議を実施後、消防署 3Fに災害対策本部を置いて情報収集と避難所開設を指示している。(中略) その後、午後 8 時半過ぎには市役所の停電が回復し水漏れも止まり、午後 9 時 40 分に本部を市役所 3 階会議室に移動した。

(旧・川口町)

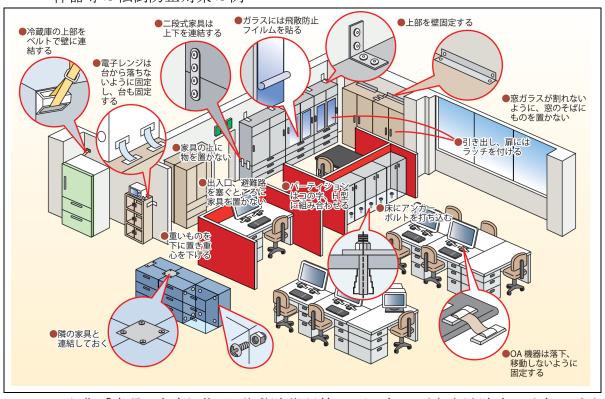
発生時、役場には当直と残業を含めて3名がいたが、地震直後、停電や役場庁舎に被害が生じ倒壊の危険性を感じたため、役場外に避難した。町長の判断で庁舎内への立ち入りは直後から禁止され、庁舎外のテントに災害対策本部が設置された。しかし、本部といっても、当初は椅子とテーブルだけの状態であった。

出典:「新潟県中越地震における防災関係機関の活動実態調査報告書」 (内閣府(防災担当)、平成17年)

3) 執務環境(什器等の転倒防止、ガラスの落下・飛散防止)

(参考)

什器等の転倒防止対策の例



出典:「家具の転倒・落下・移動防災対策ハンドブック」(東京消防庁、平成26年)

(参考)

地方公共団体において、什器の固定等を実施している例を以下に掲載する。





(プリンター台の脚を固定)



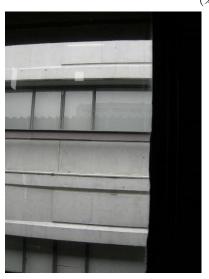


(ロッカーを固定)





(本棚を固定)





(窓ガラスの飛散防止フィルムを貼付)

東京都では、オフィス家具の転倒防止対策の実施率を調査し、その結果を整理している。

○ 都施設のオフィス家具転倒等防止対策の実施率は、約 36%である。

(平成18年度「本庁舎及び事業所の事務室を対象とした調査」)

<内訳>

調査対象		実施率		
	 测重	本庁舎	事業所 (事務室)	
	合 計	6 1 %	29%	
	収納家具類	68%	39%	
	書架・物品棚	47%	29%	
	ローハ [°] ーテーション	92%	46%	
	OAラック	26%	11%	
	コヒ゜ー・ファックス	11%	8%	
	テレビ	11%	13%	
	冷蔵庫	6%	4%	
	電子レンジ	2%	1%	

出典:「都政の BCP(東京都事業継続計画<地震編>)」(東京都、平成 20 年)

(参考)

島根県では、都市ガスやエレベーター対策について以下のとおり記載している。

⑤ガス

現状 松江市ガス局から供給される都市ガスを貯留せず直接使用している。 ガスは、全庁舎のストーブと給湯に使用し、第二分庁舎の冷暖房の燃料に使用している。

・発災後は、漏洩により2次災害の危険性があるため安全性が確認されるまで使用できない。

・ガス供給がストップすると第二分庁舎の冷暖房が停止する。

は ・ガス事業者である松江市ガス局に点検・復旧を要請する。

・発災直後はガス漏れの可能性があるため、火気使用を禁止する。

⑥エレベーター

交流常用のロープ式で本庁舎は3台、南庁舎は2台、東庁舎と第三分庁舎は 現 各1台を設置している。全てのエレベーターは、停電時及び地震時には最寄り の階に着床するほか、オートアナウンス装置及び故障自動通報装置システムを 完備している。

課 ・エレベーター運転の再開には、点検の専門業者による安全確認が必要となる。

題 | ・発災時には、かご内に乗客が閉じ込めになる可能性がある。

・エレベーター保守点検委託業者に対し、点検・復旧を要請する。

対 ・各フロア間の移動は階段を利用し、エレベーターの使用は、荷物の運搬等を 策 優先する。

・閉じ込め発生時の職員等の対応マニュアルを作成する。

出典:「島根県大規模地震・津波災害業務継続計画」(島根県、平成27年)

エレベーター内に閉じ込められた際の非常用備蓄キャビネットの例



出典:公益財団法人まちみらい千代田「マンション・エレベーター非常用備蓄キャビネット配付(チラシ)」 https://www.mm-chiyoda.or.jp/living/ev-cabinet.html

4) 電力

(参考)

京都府宇治市では、非常用発電機の現状とその対策について明記している。

①現状

うじ安心館では自家発電設備の継続可能時間が約78時間となっており、停電が発生した場合でも最大3日間程度の発電に必要な燃料が地下タンクにおいて確保されている。一方で、その他の拠点施設においては継続可能時間が1日未満となっている。

図表 20 庁舎の自家発電設備等の現状

各拠点	1日平均	自家発電	記設備		
施設	電力使用 量(Kwh)	継続可 能時間	設置場所	供給先·供給方法	燃料の確保 方法
本庁舎	6, 712	6時間	本館棟屋上	G回路(コンセントの約 1/5,電灯の約1/5、電話 設備、給排水ポンプ動 力、防災防犯機器設備、 庁内放送設備、電算サー バールーム用エアコン、 エレベーター本館4台)	事業者への随時発注
		12時間	本館棟地下	電算サーバー専用	最寄の事業 者への随時 発注
うじ安心館	1, 309	78時間	屋上	照明、サーバーなど有事 の際に必要となる設備 全般へ各フロアにて部 分的に供給が可能。	ポンプにて 地下タンク より屋上タ ンクへ給油
黄檗体育館	831	2時間	黄檗体育館 北側敷地内	照明設備の一部	事業者への 随時発注
西宇治体育館	1, 677	6時間	体育館屋上	照明、空調、コンセント、ポン プ類(分電盤選択操作可能)	事業者への随時発注

②対策

a)燃料の確保

非常用電源の燃料を常日頃から補充し、災害時に最大限稼働できるよう準備しておくとともに、非常時における燃料確保の方策を事前に検討する。

b) 非常用電源の浸水対策

建物の地階や地上に設置されている自家発電設備については、風水害による浸水リスクを考慮し、必要があると認められる場合には、設置場所の嵩上げや浸水の心配のない階への移動等の対策を講じる。

c) 電力供給の優先順位を事前に明確化

非常用電源が稼働した場合は、通常よりも電力の供給に制限がかかるため、被災情報の収集・集約等の業務に必要となるOA機器に電力が供給されるよう事前に優先順位を明確にする。

出典:「宇治市業務継続計画」(宇治市、平成25年)

東京都瑞穂町では、非常用発電機の種類ごとに現状と対策を整理している。

資 源	現状	事前対策及び災害対策等
<u>庁舎(躯体)</u>	新庁舎(4 階建):新耐震サンチン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	一部省略	
常設自家発電機	滅圧水槽式1台(軽油)	停電対応…停電後、15秒
	発電量··· 1 O O KVA	以内に自動起動し切替え
	使用可能時間… 4 時間	
	燃料備蓄量…60リットル	
	設置場所…新庁舎地階電気室	
ポータブル発電	インバータ式4台(パソコン対応可	保存ガソリンを用意(39
機	能)	リットルまで備蓄可能)
	発電量…4.5KVA×1台、0.9KVA×3台	
	使用可能時間…4. 5KVA: 4. 7~11. 7 時	
	間 0.9KVA:3.2~7.1時間	
	燃料備蓄量… O リットル	
	保管場所…旧庁舎空調機械室	
非常用電源コン	新庁舎:住民課、税務課、総務課、	停電時でも使う機器は、非
セント	秘書広報課	常用電源から給電
	旧庁舎:福祉課、電算室	(自家発電機作動までの 1
		5 秒程度は瞬断)

出典:「瑞穂町業務継続計画(BCP)【地震編】」(瑞穂町、平成26年)

(参考)

新潟県中越地震(平成 16 年 10 月 23 日)の際、非常用発電機の出力が不足して本部が十分に機能しなかった例がある。

災害対策本部の活動が軌道に乗ったのは、2日目くらいからであった。もともとつないである非常電源では、コピー機と照明くらいしか使えず、24時間くらい経ってから気づいて発電機をレンタルしてからは、庁内の一階部分の電気は何とか平常と同様に使用することができた。

出典:「新潟県中越地震における防災関係機関の活動実態調査報告書」 (内閣府(防災担当)、平成17年)

(参考)

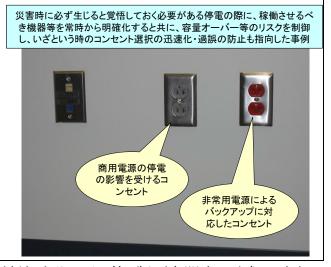
新潟県では、電力会社との協定締結により、県庁舎の非常用発電機障害時においても、電力供給を確保できる体制としている。

(略)

なお、東北電力(株)新潟支店と電源車派遣の覚書を締結し非常用発電機障害発生時の 電源車の優先配置を受ける。これにより県警の交通管制システム等の電力供給を確保で きる体制としている。

出典:「新潟県業務継続方針」(新潟県、平成22年)

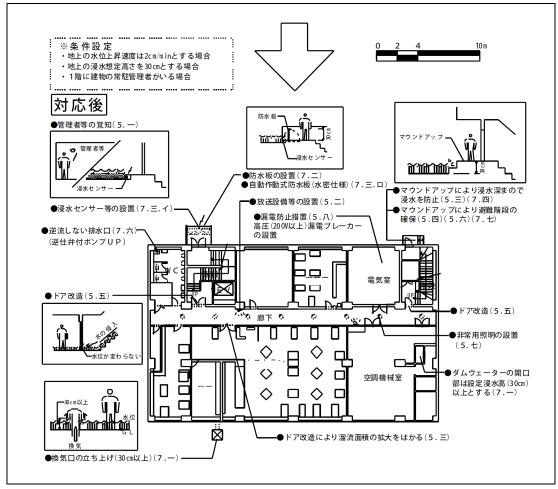
電源については、非常用電源の容量が庁舎全体の使用電力容量に満たない場合が多いため、非常用電源に接続するコンセントを予め絞ってあることも多い。このとき、どのコンセントが非常用電源と接続されているのか明確にわかり、非常時優先業務の実施に必要な機器類等がその電源の割り当てを得ている状態とすることが望ましい。



出典:「中央省庁業務継続ガイドライン第1版」(内閣府、平成19年)

(参考)

「地下空間における浸水対策ガイドライン」では、小規模商業施設ビル等の地下における浸水対策の例が示されている。



出典:「地下空間における浸水対策ガイドライン」(国土交通省、平成14年)

徳島県では、本庁舎の津波浸水被害を最小限に抑えるため、以下の対策を実施し ている。

4 庁舎の津波浸水対策

南海トラフ巨大地震発生時には、本庁舎は最大で1.0mの津波浸水が想定されており、 これまで地下2階に設置されていた,受変電設備,自家発電設備,ボイラー等空調設備 類など、庁舎機能を維持するための重要機器類への被害が懸念されたところである。

こうしたことから、県では、平成24年度から、本庁舎の津波浸水被害を最小限に抑 え, 防災拠点施設としての機能強化を図るため, 次の工事を実施した。

- 1 階出入口等の浸水対策として、「防潮パネル」の設置
- 地下 2 階の主要機械室への「水密扉」の設置
- 「自家発電設備」及び「受変電設備」の地下 2 階から屋上への移設
- 「電源車アクセスポイント」の設置による、電源供給手段の多様化
- ライフライン機能を確保するための受水槽の耐震化
- 通信・引込回線の浸水対策
- 中央監視装置の浸水対策
- ※ 耐震性の高い中圧配管都市ガスを用いたエネルギーの多様化
- ※ 「防災・危機管理センター」「診療所」「サーバ室」空調の個別化

(※は平成26年度実施予定)

など

出典:「徳島県業務継続計画〈南海トラフ巨大地震編〉」(徳島県、平成26年)

【応用編~さらに対策を進めるために~】

河川氾濫による浸水対策の避難・非常用発電タワーの整備

茨城県境町では、利根川の氾濫を想定すると、指定避難所までの徒歩避難が難しかっ たため指定緊急避難場所として「水害避難タワー」を建設。タワーに約200人収容可 能であり、役場3階と連接されているため、庁舎を含めれば 1,000 人まで収容可能。

発電機棟には非常用発電機も備え、庁舎地下の 予備発電機が浸水等により停止した場合、自動的 に起動し庁舎3階以上の照明、コンセントの一部 に対して使用可能となる。洪水災害時にも役場本 部機能を維持することができる。

平成27年に発生した関東・東北豪雨災害で被 災(1名死亡、負傷者3名、約500棟が浸水被 害、被害総額20億円以上)し、平成29年7月 20 日、国が公表した利根川及び渡良瀬川の浸水 想定において、町の面積の 95%以上が浸水想定 区域内で、浸水継続時間は最大2週間、役場でも 最大 7.15mの浸水想定であり2階まで浸水する



べてが浸水想定区域内にあり、町外への広域避難が必要とされた。平成 22 年中央防災会議専門調査会によるシミュレーション結果から8割が避難しても800人が命の危険に晒されるとの結果も出された。以上の課題状況を踏まえて、町長の発案により、河川氾濫による浸水対策用の避難タワーを整備した。

全域広域避難が前提の浸水被害が過酷な状況でも逃げ遅れ者への対処や役場機能維持が可能となった。

出典:令和4年度「地方公共団体における業務継続体制」に係るヒアリング調査による

庁内横断的な燃料調整プロジェクトチームの例

宮城県仙台市では、東日本大震災において燃料の確保及び供給に多くの課題や教訓を経験し、本市地域防災計画に「燃料確保・供給計画」を定め、災害対策本部内に特別班を設置することとしている。特別班は、災害対策本部事務局、経済部(経済局)、会計部(会計室)から構成される局横断的なプロジェクトチームとなっている。

燃料は、公用車燃料や、庁舎の非常用発電機の燃料のほか、避難所等における採暖など、さまざまな種類と供給先があるため、確保手段や配分先をあらかじめ調整しておく必要がある。燃料供給の優先配分については、「市民の生命、災害対応業務、市民生活」3つの観点から重要度の尺度を設定し、供給先の施設をリストアップして優先順位や供給油種等を整理している。

i 災害から得られた教訓と課題

総括

- ⇒災害時に燃料を必要とする重要施設や、緊急車両等に優先的に分配する仕組みが必要
- ⇒災害時に調達する燃料を保管し又は取り扱う上での、安全確保策の検討が必要
- ①【各施設用燃料】
 - ⇒各施設で必要な量の把握・見直し、燃料劣化対策が必要
- ②【重両用燃料】
- ジ【早両用燃料】 ⇒公用車の燃料補充頻度の見直し、ガソリンの備蓄が必要
- ③【燃料調達における関係機関との調整】
 - ⇒市役所全体の一元的な情報管理、ルール作り、関係機関との事前の情報共有が必要
- ii 現在までの取り組み
- 危機管理局・経済局・会計室が局横断的なプロジェクトチーム(以降、「災害対策本部特別班」という)を編成し、以下について検討を進めている

Ⅱ 震災発生時の実態

総括:

- ・ 地震・津波による製油所等の被災、停電によるガソリンスタンドの不稼働、道路や鉄道の寸断やタンクローリーの流出による輸送機能の大幅な低下が生じた。これにより、全市的に燃料供給が滞り、燃料の調達が困難となったことから、救助や人員輸送等の災害対応業務のみならず、施設の運転や市営バスの営業をはじめとして、仙台市のすべての業務に多大な影響が生じた。
- 燃料の不足により、すべての業務に多大な影響が生じている中、確保した燃料の分配 計画が設定されておらず、配分の決定に時間を要した。
- 油種によっても需要のピークに差が出た。
 - (灯油・A重油:発災直後~電力復旧まで、軽油:発災3週間後以降)
- ・ ガソリン等が救援物資として送られてきたが、法令により危険物貯蔵の許可を受けた施設以外の場所にも大量に保管することとなったため、期間を限り「危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請」により対応した。

資料:仙台市業務継続計画

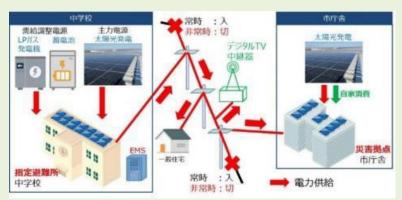
出典:令和4年度「地方公共団体における業務継続体制」に係るヒアリング調査による

地域マイクログリッド構築による非常用電源確保

千葉県いすみ市地域マイクログリッド事業は、㈱関電工、いすみ市及び東京電力パワーグリッド㈱で構築に関する基本協定を締結し、災害時の防災拠点となるいすみ市大原庁舎、指定避難所である大原中学校およびそれらをつなぐ配電網で構成される。長時間停電発生時には対象施設・エリアへの電力供給を行う事業である。

主な対象施設は、いすみ市役所大原庁舎及び大原中学校である。両施設には太陽光発電設備、併せて大原中学校には新たに開発した 50kW の LP ガス発電機、蓄電池を設置し、長時間停電時にはこれらの設備を利用し当該施設及び既設配電網を介しマイクログリッドエリアに電力供給できる設備である。

当該設備等により防災拠点、避難所の72時間以上の運営が可能となった。また、平時においても太陽光発電設備等による市役所、大原中学校への電力供給により、それぞれ電気料金の低減、CO2削減ができ環境対策にも貢献できる。



資料:国土強靱化 民間の取組事例集(令和4年4月)

出典:令和4年度「地方公共団体における業務継続体制」に係るヒアリング調査による

電力会社と連携した予防伐採

千葉県いすみ市では、令和2年から継続して、市が単独で配電線付近の雑木等の事前伐採を行っている。また、行政指導で危険な個所は防災協定上で東京電力が伐採している箇所もある。



出典:令和4年度「地方公共団体における業務継続体制」に係るヒアリング調査による

電気自動車を非常用電源として利用

奈良県広陵町では、公用車として電気自動車を導入し、災害時には非常用電源として 利用することを想定している。また、奈良トヨペット及びネッツトヨタ奈良と電気自動 車による給電の締結を結んでいる。

出典:「地方公共団体における業務継続体制」に係るアンケート調査による

5) 通信(電話、インターネット等)

(参考)

山形県では、通信手段ごとに各部局の回線数を表で分かりやすく整理している

表 5-5 電話等の回線数							
部局	電話 回線	FAX	災害時 優先電話	携帯 電話	衛星携 帯電話	防災行政無線 電話機 FAX	
総務部	128	6	15	15	0	0	0
企画振興部	80	4	5	5	0	0	0
環境エネルギー部	44	3	3	3	0	0	0
危機管理・くらし安心局	38	2	16	16	26	10	3
子育て推進部	22	1	1	0	0	0	0
健康福祉部	72	5	7	2	0	0	0
商工労働観光部	78	6	7	2	0	0	0
農林水産部	121	4	11	3	0	0	0
県土整備部	114	14	17	23	4	0	0
会計局	32	0	3	0	0	0	0
企業局	28	2	5	3	3	0	0
病院事業局	14	0	2	0	0	0	0
議会事務局	41	3	5	7	0	0	0
教育委員会	88	1	8	6	0	0	0
行政委員会	27	1	3	0	0	0	0
合計	927	52	108	85	33	10	3

注)回線数は平成25年12月現在

出典:「山形県庁舎業務継続計画(地震災害編)」(山形県、平成26年)

(参考)

災害時優先電話

NTTが、災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保するために、あらかじめ指定する回線のことで、発災後、被災地内に電話が集中し、受発信に統制がかかった場合でも、優先的に発信が可能である。

NTTでは、災害時優先電話の有効利用のために、以下の留意点をHPで紹介している。

- ・災害優先電話の災害時の緊急連絡用として「かける電話」と「待つ電話」を分けるな ど予め利用方法を確認しておく。
- ・電話番号は外部に公表しない。(着信が殺到すると、その電話が使用できなくなるため)
- ・災害時優先電話の設置場所を確認する。(例えば、2階に災害時優先電話が設置されているにも関わらず、災害対策本部が3階に設置されていると有効に活用できない)
- ・PBX (構内交換機)を導入している場合、電話会社に確認する必要がある。(交換機 によっては、災害時優先電話の回線に直接接続できない機種があるため)

出典:NTTホームページ「災害時優先電話を有効に活用するには」をもとに作成 (https://group.ntt/jp/disaster/simulation/04.html)

6) 防災行政無線

(参考)

兵庫県明石市では、災害時の情報通信として一般電話や携帯電話のほか、兵庫衛 星通信ネットワーク、防災行政無線、デジタル簡易無線等を活用することとしてい る。

災害時の情報通信については、一般の電話回線や携帯電話等(災害時優先電話を含む)の有線通信、兵庫衛星通信ネットワーク及び防災行政無線(同報系)、デジタル簡易無線機通信網等の無線通信を活用することとしている。

なお、簡易無線機については、地震、台風等、非常の事態が発生、又は発生する恐れがある場合に、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく 困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の保持を行う場合 に限って使用する、非常通信とする。

また、上記の通信手段は、設備の損壊等により使用できなくなる可能性があるため、 地震発生後、速やかに設備の使用可否について確認し、状況に応じた適切な通信手段を 選択できるように対応する。

<防災行政無線(同報系)>

親 局	1基(市役所本庁舎)
遠隔装置	1基(消防庁舎)
屋外拡声子局	59か所(小・中学校、市出先機関など)
戸 別 受 信 機	238か所(避難所、市出先機関など)

<デジタル簡易無線機 通信網(同報系)>

システム概要	周波数 467MHz (65チャンネル)
	東部・中部・西部の各配水場を中継システム無線装置で接続
ネットワークシステム	固定型:12基(内5基はネットワーク構成機器)
	携帯型:139基

出典:「明石市事業継続計画~BCP~(第一版)」(明石市、平成25年)

香川県観音寺市では、防災行政無線の機能の維持及び訓練等による職員の操作方法の習熟等の業務継続に向けた準備について明記している。

5 通信

発災初期は固定電話、携帯電話(通話)いずれも利用できないものと見込み、避難 所や関係機関との連絡については衛星電話及び防災行政無線を主とした連絡体制とす る。そのため、防災行政無線の機能の維持及び訓練等による職員の操作方法の習熟に 引き続き努めるとともに、衛星電話については、支所への設置を図る。

さらに、各課においては発災時に電話による連絡が不能となることを想定した業務 連絡体制の整備(関係事業者等から比較的つながりやすい携帯電話メールにより連絡 先を入手すること等)に努める。

出典:「観音寺市業務継続計画【震災編】」(観音寺市、平成26年)

(参考)

新潟県中越地震(平成 16 年 10 月 23 日)では、非常用電源が使用できなかったり、防災行政無線に接続されていなかった等の理由で、無線が利用できなかった例がある。

- ・地震発生直後から停電し、10月24日の朝に復旧した。情報センター専用の外、もう 一台、以前から自動起動の発動発電機があったが、県の防災行政無線には接続され ていなかった。
- ・同報無線の屋外子局は、停電になり、自家発等もないために使用できなかったようである。移動系無線は、自家発が作動していたが、統制卓が落下しコンセントが抜けていたことに気づかず、統制での利用はできなかった。

出典:上段「新潟県中越地震発生直後の地域衛星通信調査報告書」 ((財)自治体衛星通信機構、平成17年)

下段「新潟県中越地震における防災関係機関の活動実態調査報告書」 (内閣府政策統括官(防災担当)、平成17年)

7) 情報システム

(参考)

鳥取県日吉津村では、クラウドや庁舎外のサーバでの委託管理などによるバック アップの運用を行っている。

2. 2.	1.	1.	8		情報シス	、テム
2. 2.	1.	1.	8.	1	現状、	課題

庁内で業務に利用されている情報システムは、次のとおりである。

システム名	機器設置場所	所 官 课	(闸 考
住基(住記・印鑑証明・住	鳥取県情報センター	住 民 課	クラウド環境
基ネット・国保資格・年金)	データセンター		
税務情報(国保·固定·住民			
税・軽自・収税消込・税宛	n .	"	"
名・証明書発行・口座振替・			
口座管理·納組管理)			
滞納整理	11	11	"
法人市町村民税	n	11	"
申告受付支援	11	"	n .
特別徵収情報管理	11	11	"
総合福祉 (保育料)	11	福祉保健課	"
広域介護保険	南部箕蚊屋広域連合	11	口士油村 南郊町 伯老田
	一部省	略	
八 手和 子	"	総務課	スタンドアロン
生活保護	"	福祉保健課	n
児童扶養手当	11	"	n .
災害時要援護者台帳管理	11	"	n .
内部情報システム	"	総務課	ドメインコントローラ、ファイ/ サーバ、メールサーバ等
L-GWANサービス提供装置	"	"	LASDFC指定機器

上記のとおり、主要業務をはじめ庁内情報もシステム化されており、行政事務の遂行にあたっては、これら情報システムの利用が前提となっている。

情報システムは、ネットワーク等により各課や各職員の業務端末とサーバが接続され運用されているほか、一部の情報システムは、県及び村が整備した鳥取情報ハイウェイを利用している。 庁舎2階のサーバはラックに収納され、停電時に備え非常用電源及び無停電電源装置に接続されている。また、定期的にバックアップを行い、データは耐火金庫等に保管したり、サーバのクラウド化により庁舎外に保管をしているが、そのような対策が取られていないシステムもある。ネットワークの断線やサーバの障害が生じた場合、各種業務システムは使用不能となる。

出典:「日吉津村 BCP(業務継続計画) < 地震・津波編 > 【第1版】」 (日吉津村、平成 25 年)

(参考)

中央省庁業務継続ガイドラインでは、重要な資源として情報システム全般の電源確保、固定、冷却方法の確認の必要性が記載されている。

非常時優先業務等を支える庁内 LAN 等の情報システムについては、バックアップを図る必要があることや、非常用発電設備の容量の面や情報セキュリティーを確保した上でワイヤレス化し、いざという時の機器の配置の自由度を高める等の方策も考えられる。また、サーバーやパソコンの電源確保、サーバーの固定状況や冷却方法、空調停止時の影響等も確認し、必要な措置を講ずる。また、情報システムについて、地震発生後の保守業務の継続性を確実に確保するため、情報システムのベンダーとの非常時の対応内容の明確化等の対策が必要である。

出典:「中央省庁業務継続ガイドライン第3版」(内閣府(防災担当)、令和4年4月)

東京都では、情報システムの停止時に、手作業で業務を継続する訓練を行うこととしている。

○ 会計事務処理や税務処理については、情報システムが停止する場合、災害時の各局の活動への支援や都民サービスの低下を招かないよう、手作業により業務を継続することとしている。

このため、災害時におけるマニュアル等を整備するとともに、システム停止を想 定した手作業による訓練を実施し、災害時における継続した事務処理の確保を図っ ている。

出典:「都政の BCP(東京都事業継続計画<地震編>)」(東京都、平成 20 年)

(参考)

中央省庁業務継続ガイドラインでは、バックアップデータを首都直下地震で同時被災しない場所に保管することが記載されている。市町村の場合は当該自治体の外にバックアップデータを保管することが望まれる。

非常時優先業務等の継続に必要なデータについては、パソコンの転落防止や UPS 等による停電時の安全な停止対策により、発災時にそれらのデータを保護するとともに、パソコンや電子媒体等が被災した場合には容易に復旧し、確実に引き出せるようにしておく必要がある。特に、発災時に活用すべきデータについては、普段の取扱者が存在しない場合に備えて、他の担当者でもデータを引き出せるようにしておく必要がある。停電等によりデータが使えなくなる場合や損傷する場合も考慮し、複数媒体及び紙媒体による保持を行っておくことが望ましい。

(中略)

また、現状把握とバックアップ忘れのリスクを低減させるため、バックアップを行うごとに、管理表を策定し、当該管理表にバックアップ日時・実施担当者・媒体数等を記入することが望ましい。さらに、各課室等の小組織単位では、人事異動による情報共有の途絶のリスクを低減させるためにも、どこにどのような形式で保管され、どのような手順で利用可能かといった点について、より詳細に整理しておくことが望ましい。

出典:「中央省庁業務継続ガイドライン第3版」(内閣府(防災担当)、令和4年4月)

東日本大震災の被災市町村へのヒアリング調査結果では、滅失したデータのうち行政事務や住民サービスへの影響が特に大きかったものとして以下が挙げられている。

	災害直後から概ね 72 時間程度	発災から概ね数週間程度	発災から概ね半年程度				
陸前高田	・職員の安否も確認できない非常に	・安否確認やり災証明の発行を行うた	・復興事務等を推進するにあたって、				
市	混乱した状況では、個別管理デー	めに 住基システム及び戸籍システ	各書類の雛型が必要となった。				
	タを使える状況にはなかった。	ム等の基幹系データ が必要であっ	・施設の復旧を進めるにあたって、 当				
	・被災及び安否状況を把握するため	<i>t</i> =.	該施設の図面データや、過去の施				
	の通信手段(無線や衛星携帯電話		工履歴を把握するために契約書等				
	等)が必要であった。		が必要となった。				
釜石市	・(滅失はしていないが) 住基データ が重	- 重要であった。このデータを基に、被害情報	・ 最を調査し、罹災証明の発行業務を開始				
	することができた。						
	・(滅失はしていないが)被災情報を確認	図するためには <mark>紙媒体の地図</mark> が重宝した。	罹災証明書発行のため、建物の被害				
	状況を調査して、固定資産税の課税:	免除のデータとした。					
	・各避難所に避難している高齢者等の記	周査を実施した。その調査結果がその後 <i>0</i>	D業務遂行のインプットデータとなった。				
南三陸町	・直後は避難所の運営等に忙殺。人	・ 住基や戸籍のデータ が、住民の所在	・PC 等が整備されてきた。				
	海戦術で避難所を回り、所在確認	管理(避難所)や亡くなった方の管	内部情報系のデータが減失したた。				
	や安否確認等の把握、情報伝達等	理などに必要となった。この時点で	め、過去の処理の経緯等が不明な				
	を実施。	は、 内部系より基幹系のデータ の滅	ため、滅失したデータを再生できす				
	・3 月頃の時点では、情報システムを	失の影響が大きかった。	に苦労した。				
	使用するような状況ではなく、行政	・り災証明の発行に注力した。	・3 月 11 日の週に確定申告を行った				
	職員、住民の区別なく、自主的・主	・連絡や情報発信は、避難所に掲示さ	データを送信する前に被災した。役				
	体的に行動した。	れた紙が基本であった。	旧に際しては、数回に分けて申告				
		・物資の受入や管理等は、相当時間	やり直した。				
		が経過した後であるが、HP に掲載	・業務の綴り、台帳、契約書、地図な				
		した。	どの紙ベースのデータ も滅失したた				
			め、影響が大きかった。				
気仙沼市	・発災直後には、各種データを用いて業	務を実施している状況ではなく、実施した	業務の多くは避難所に関する支援等で				
	あった。						
	・被災の状況等を把握するために必要な	となったデータは、自治会長等へ問い合わ	っせるための連絡先情報 であったが、滅				
	失してしまった。						
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
	うに思う。また、行政機能がすべて麻	痺しているような状況であり、データを使っ	た業務等は必然的に後回しになった。				
	・事態が落ち着きはじめ、復旧活動に着	手できるようになって初めて、そのような	業務を開始するようになった。				
	・基幹系システムに入っていてもおかし	くないデータが個人管理 され、滅失したた	めに、他の施設の倉庫に保管されてい				
	た紙ベースの資料からデータを起こし	たり、ご本人に問い合わせたりして対応し	たが、毎月の支払いが滞ったり遅延し				
	たケースが発生した。						

出典:「災害に強い地方公共団体の情報システムのあり方に関する調査研究報告書」 ((財)地方自治情報センター、平成25年)をもとに作成

東日本大震災の被災市町村へのヒアリング調査結果では、事前に準備すれば被災時に有用と考えられるデータ等として以下が挙げられている。

陸前高田	・緊急時における <mark>行政と地域住民との連絡網</mark> (自主防災会、地域の防災担当等の地域の窓口となる人)が整備されてい
市	ると被災状況を把握しやすい。ただし、通信手段の確保が大前提である。
	 ・住基システムのデータを何かしらの形で閲覧できるようにしておく必要がある。
	・基幹系システムを再構築するためのハードウェア・ソフトウェアの調達及び設定方法などが分かるような書類を準備して
	おく必要がある。
釜石市	・災害時に要援護者名簿及び要介護認定者を紙媒体で出力した名簿があれば、電源が落ちてしまった場合にも業務を終
	続できる。ただし、先の震災においては、このような情報が必要になったのは、発災後数週間が経過した後だったため
	その際には電源が復旧していた。
	・(データという観点とは異なるが)発災直後には、まずは情報収集が必要なので、緊急連絡手段(無線、衛星携帯電
	話)、報道発表の手段、職員の安否確認手段を確保しておくことが重要である。
南三陸町	・発災初期の安否確認、り災証明の発行、死亡の確認等のために、 住基、戸籍、税務のデータ が必要である。
	・職員間の連絡網のようなものは構築される可能性がある。しかし、要介護者などの特定の住民を除き、一般の住民に対
	する連絡網的なものの構築は難しいであろう。
	・今後、発災時における連絡等は、J-ALERT 情報を一斉配信するとか、HP に連動させる等が考えられる。発災後にお
	ける避難所との連絡等については、今後の検討課題である。
	・正確な行政情報を伝えるためには、災害 FM が有用であり、何度も再放送した。多くの被災者は、この FM 放送を聞い
	ていた。
気仙沼市	・基幹系のシステムが生きていたため、データは損失しなかったが、 <mark>り災証明書を作成する機能</mark> を備えていなかった。そ
	ため急遽、新たに短期間で作成し、り災証明書を発行した。
	・今回の震災による PC の流失で痛感したのは、自治会長の連絡先や当部署が所管している施設の連絡先であった。
	・職員に関しては、発災時に庁舎内に居た人にはその場で連絡がとれ、他に個人の携帯に連絡先が登録されていた人
	も連絡ができた。しかし、そのうちに携帯が使えなくなったので、結局連絡がつかなかった人も何名かいた。また、当日
	休んでいた人の中にも、連絡がつかない人がいた。
	・基幹系システムに入っていてもおかしくないデータが、 諸事情により個人が Excel や Word を用いて管理・運用して し
	た。このようなデータは、災害等の影響を受けないように保管するべきである。
	・今回の震災では、幸運にも <mark>紙ベースの資料</mark> が残っていたり、システムが復旧できたりしたため、結果的に救われたが、
	滅失したり、復旧できない場合も十分想定される。その場合は、データやシステムの復旧には、相当、労力や費用を費
	やすことになるであろう。 基幹系システムやそのデータの保全のためには、クラウド等の利用が考えられる が、個別管
	理データについては、まずは一定のルールを定めて管理する必要があると考えている。

出典:「災害に強い地方公共団体の情報システムのあり方に関する調査研究報告書」 ((財)地方自治情報センター、平成25年)をもとに作成

8)水・食料等

(参考)

政府業務継続計画(首都直下地震対策)では、各府省等で参集要員の1週間分及 び参集要員以外の職員等の3日分程度の物資を備蓄するものとしている。

各府省等は、首都直下地震発生時に、参集要員を始めとする職員が非常時優先業務又は管理事務を実施するために必要な食料、飲料水、医薬品、毛布、簡易トイレ等の物資が不足することがないよう、その庁舎等において、参集要員の1週間分及び参集要員以外の職員等の3日分程度の物資を備蓄するものとする。

出典:「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」(平成26年)

(参考)

首都直下地震発生時の一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方

- 3 3日分の備蓄量の目安
- (1) 水については、1人当たり1日3リットル、計9リットル
- (2) 主食については、1人当たり1日3食、計9食
- (3) 毛布については、1人当たり1枚
- (4) その他の品目については、物資毎に必要量を算定

出典:「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会事業所における 帰宅困難者対策ガイドライン(平成24年9月)」

(参考)

新潟県中越地震(平成 16 年 10 月 23 日)時の小千谷市では、発災直後から被災住民の飲料水・食料の確保対策として、近隣の調理施設等を用いた炊き出しの実施と配送、周辺自治体や民間業者等からの支援物資の配送等を実施していたが、その間の職員の食事について以下のとおり記録されている。

調達部の職員はどんな食事をしていたかというと、この日(10月24日)は1人菓子パン 1個にペットボトルの水1本程度でした。

()内は内閣府

出典:「中越大地震 自治体の叫び」(関広一(前小千谷市長)、ぎょうせい、平成19年)

(参考)

環境省では、合同庁舎内に入居する契約業者との間で、飲食料品等の提供に係る 覚書を取り交わすこととしている。

(2) 庁舎内食堂・売店等からの食料等の提供

会計課は、厚労省会計課福利厚生室と5号館に入居する契約業者(食堂・売店等)との間で検討されている、以下のような、非常時対応の覚書の取り交わしに当たっては、環境省職員も提供先に含めるよう要請する。

- ・現に店内に用意している飲食料品、医薬品、食材等を提供すること。
- ・食堂厨房内機材等を使用させること。
- ・自動販売機の清涼飲料水等を提供すること。
- ・後日、国はそれによって生じた損害を補填すること。等

出典:環境省業務継続計画(環境省、令和3年)

【応用編~さらに対策を進めるために~】

ハンドリフト等による備蓄倉庫管理

長野県飯田市では、備蓄倉庫の管理に手動式のハンドリフトと電動式リフトを導入しており、フォークリフト免許を取得していない場合も倉庫管理が可能になっている。





出典:飯田市提供による

9) トイレ

(参考)

災害用トイレの例とその特徴は下表のとおり。

種類	トイレの例とその特徴は下衣のとお 概要、使!	用上の留意点
	【概要】	【課題・問題点】
①携帯トイレ	 ●便袋をトイレとして使用し、吸水シートや 凝固剤で水分を安定化させる。 ●断水した洋式便器等に設置して使用できる。 ●消臭剤がセットになっているものや、臭気 や水分の漏れを更に防ぐための外袋がセットになっているものもある。 	 ● 個室や既設のトイレブース以外で使用する場合は、プライバシーを保つための工夫が必要である。 ● 使用済み便袋のストック場所、臭気対策、最終処理方法についての検討が必要である。 (使用済み便袋を「燃やすゴミ」として回収する地方公共団体もある)
②簡易トイレ	室内に設置可能な小型で、持ち運ぶことができる。便座と一定の処理がセットになっており、し尿を貯留できる。介護用のポータブルトイレも含む。	 ● 使用場所や最終処理方法についての検討が必要である。 ● 汚物の処理タイプとして、凝固剤を用いた「ラッピング」のほか、「コンポスト」「乾燥・焼却」などがあり、電気の確保等、製品ごとに利用上の留意点の確認が必要である。
③組立トイレ	●折りたたみ式で搬送や保管が容易である。●便槽に貯留する方式と、マンホールへ直結して流下させる方式がある。●手すりが付いているタイプや便座の高さを調節できるタイプもある。	 訓練等で組立方法を習得する必要がある。 安定稼動させるうえで、汲み取り方法や汲み取り体制など、維持管理のルールが必要である。また、臭気対策が課題となる。 簡易な仮設物であることが多いため、余震や強風等に対し、安心して利用できるよう固定させる。
④仮設トイレ	 ●便槽に貯留する方式と、マンホールへ直結して流下させる方式がある。 ●車イスで利用できるバリアフリータイプもある。 ●下水道がなくても設置可能なタイプもある。(汲み取りが必要) ●イベント時や建設現場で利用されることが多い。 	 安定稼動させるうえで、汲み取り方法や汲み取り体制の構築など、維持管理のルールが必要である。 臭気対策、段差の解消等が課題となる。 便器様式(和式・洋式)や室内照明の有無等を確認し、トイレットペーパーや清掃用具、洗浄剤等をセットした状態で調達することが望ましい。
⑤段ボールトイレ	 トイレがない、洋式トイレがない場合の応急対応の一つである。この方法に限定することなく現場にあるものを活用してトイレを作ることが必要である。 段ボール、新聞紙、テープを使って作成する。 携帯トイレを設置することができる。 ワークショップや訓練等で作成を体験することが効果的である。 	 個室や既設のトイレブースの中に設けるなど プライバシーを保つための工夫が必要であ る。 使用済み便袋のストック場所、臭気対策、最終 処理方法についての検討が必要である。
⑥マンホールトイレ	 ●防水や耐久性について、工夫が必要である。 ●地震時に下水道管理者が管理するマンホールの直上に便器及び仕切り施設等の上部構造物を設置する。 ●汲み取りが不要で便利だが、発災前から準備をしておかないと設置できない。 ●大別して①本管直結型、②流下型、③貯留型がある。 	 本管直結型及び流下型は、下流側の下水道管路が被災し、流下機能が確保できない場合は使用することができないため、管路の耐震化が条件となる。 日常的に使用する機会がないため、定期的な備蓄状態の点検のほか、実際に上部構造物(便器及び仕切り施設等)を組み立てる等の訓練をしておくことが必要である。

出典:兵庫県「避難所等におけるトイレ対策の手引き」(平成26年4月)をもとに作成

「震災時のトイレ対策-あり方とマニュアル (震災時のトイレ対策のあり方に関する調査研究委員会)」において、1人1日あたりのし尿排泄回数は平均5回程度とされている。

(参考)

大分県では、トイレ洗浄水として井戸水を利用することとしている。

(3) 上水道

【現状】○上水道が断水した場合、受水槽及び高置水槽に貯留している水が使用可能である。

○本館、新館のトイレ洗浄水は、井戸水を利用しているので、配管損傷の心配は なく、電源が供給されていれば、トイレの使用は可能である。

(上水道)

庁舎	受水槽(m3)	高置水槽(m3/日)	使用量(m3/日)	使用可能日数
本 館	4 2	1 4	1 8	2. 3
新 館	5 0	1 9	2 2	2. 2
別館	3 0	1 6	4 0	0. 7

(井戸水)

	庁舎	受水槽(m3)	高置水槽(m3/日)	使用量(m3/日)	使用可能日数
I	本 館	1 0 0	8. 4	4 0	1. 3
I	新 館	(供用:新館に設置)	2 4	3 5	(供用)

出典:「大分県業務継続計画(本庁版BCP)」(大分県、平成25年)

(参考)

鉄道事業者において、備蓄した仮設トイレを迅速に設置するため、メーカーから 講習を受けて組立訓練を行っている。

主要駅と各職場に有事の際の備えとして、従業員3日分の非常食と災害簡易仮設トイレが配置されている。ただ有事に仮設トイレをすぐ使用出来るようにするためには、それなりの組立技術が必要になる。災害対策室員はメーカーの技術員からレクチャーを受け、短時間で組立が出来るまでになった。

出典: 竹内吉平監修「企業の震災危機対応[下] — 先進企業の震災対策(実例) —」 (近代消防社、平成 13 年)

(参考)

地方公共団体において、仮設トイレの組立訓練を行った際の平均所要時間を調査した結果、以下のような結果が得られている。

- ・初心者で取り扱い説明書を読みながらの場合:約30分~60分
- ・技術者等の指等下、又は慣れている職員の場合:約5分~約20分

出典:「中央省庁の業務継続計画策定に対する支援のための調査・検討報告書」 (内閣府、平成 20 年)

10)消耗品等(用紙等)

(参考)

中央省庁業務継続ガイドラインでは、コピー用紙やトナー等の常時保管量(ストック量)を概ね1ヶ月分以上あることが望ましいと記載している。

コピー用紙やトナー等の消耗品については、非常時優先業務等を1か月以上実施できる量を常時備蓄しておくことが望ましいが、困難な場合は、継続的な供給体制を構築しておく必要がある。また、OA機器等の機械の修理を要する事態も生じる可能性があるので、修理サービスの継続的な供給体制を確保することは重要である。保守要員による修理等の対応が発災後でも随時可能となるようあらかじめ契約の中で担保し、その実効性が確保されていることも確認できるようにしておくことが望ましい。

出典:「中央省庁業務継続ガイドライン第3版」(内閣府(防災担当)、令和4年4月)

11) その他資源

(参考)

岡山県や大分県では、公用車における燃料や津波対策について記載している。

ア 庁用自動車

(7) 現状

知事部局、企業局、教育委員会は、庁用自動車を管理しており、平成24年度の 稼働状況は次のとおりである。

・庁用自動車 約880台 1日当たり(8時間)の使用量 約2,700リットル

(イ) 課題

南海トラフ巨大地震が発生した場合には、ガソリンスタンドでの給油が困難となり、庁用自動車を活用した災害対応業務の実施に支障がでることが想定される。

(ウ) 対策

庁用自動車の使用に際しては、集中管理車両使用要領等により原則として燃料 残量が2分の1以下とならないよう義務付けており、当面3日間は、庁用自動車 の残存燃料を活用した応急業務の実施が可能であると推計されるが、初動時の起 動力確保のため、返納時の残存燃料の確保を徹底する。

また、県石油商業組合と大規模災害時の燃料供給について協定を締結しており、 燃料確保に努めている。

(参考) 地震発生後72時間の必要燃料

	C121/0 101 02 30.35 W/ 144
72時間の必要量	残存燃料
£<124 3007₹	ጳ ጳን 3.3 በበበ ሂኖ

※72時間の必要量:約2,700以×3(24時間稼働換算)×3日=24,300以

※残存燃料:約880台(庁用自動車)×50以(燃料タンク容量)×75%(残存割合)=33,000以

出典:「大規模地震等災害発生時における業務継続計画」(岡山県、平成26年)

(8) 公用車

【現状】○公用車の駐車場は、ほとんどが1階である。

【課題】●津波により全公用車が浸水する。

【対策】①大手町駐車場の上層階に公用車を移動させる対策を講ずる。

出典:「大分県業務継続計画(本庁版BCP)」(大分県、平成25年)

2. 6 緊急時の対応手順(行動計画)の検討

(参考)

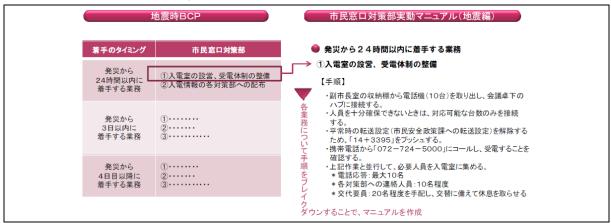
千葉県我孫子市では、業務継続計画と併せて各課災害行動マニュアルを策定しており、日頃から各課で常備・確認し、また毎年度更新していくことで、災害時に機能的に対応するための整備をしていくこととしている。



出典:「我孫子市災害対策マニュアル」(我孫子市、平成26年)

(参考)

大阪府箕面市では、業務継続計画に基づき、各対策部において実動マニュアルを 作成することとしている。



出典:「箕面市地震時業務継続計画」(箕面市、平成25年)

3. 業務継続計画の継続的な改善

(参考)

神崎町では、人事異動ごとに非常時優先業務の引継ぎを実施している。

千葉県神崎町では、地域防災計画を抜粋した「職員初動マニュアル」を作成し、災害発生時に各課係が行うべき業務を記載している。人事異動対象者や、新入職員向けに年に1回防災研修を行っている。防災研修では、基本的な災害で使う用語の説明や初動・緊急参集体制等の確認をしており、その一部として業務継続計画に関する内容を扱っている。

出典:令和4年度「地方公共団体における業務継続体制」に係るヒアリング調査による

【応用編~さらに対策を進めるために~】

年度単位での進捗確認・災害伝承を考慮した業務継続計画構成

宮城県仙台市では、毎年度、地域防災計画の修正事項や、各局区の所管する計画・マニュアル等に照らした修正事項を業務継続計画に反映している。市業務継続計画第3章「非常時優先業務」に規定する各課の非常時優先業務についても、組織の改正等を踏まえて毎年度当初に見直し作業を行うこととしている。第4章「業務を継続するための環境整備」において、非常時優先業務を実施する上での下支えとなる業務環境整備等(職員の体制/庁舎と設備/燃料の確保/情報・通信/業務用物資)については、東日本大震災以降現在までの取組と、今後の取組について方向性を示しており、取組内容の更新や新たな取組等を、毎年の業務継続計画見直しに反映している。

市業務継続計画第2章は「東日本大震災の経験と教訓」と題し、東日本大震災について、6つの視点(1.業務の対応、2.職員の体制、3.庁舎と設備、4.燃料の確保、5.情報・通信、6.業務用物資)で震災対応を検証した内容を設けており、過去の災害経験を踏まえた検証結果を対策に反映している。年度単位での検証とともに、計画書自体が災害伝承とPDCAが組み込まれた構成となっている。





出典:令和4年度「地方公共団体における業務継続体制」に係るヒアリング調査による

【応用編~さらに対策を進めるために~】

被災自治体職員を招聘しての研修の実施

大分県宇佐市では、東日本大震災で被災した宮城県多賀城市と交流があり(令和2年6月 災害時相互応援協定締結)、震災時に各種災害対応にあたった同市の職員を講師に招いて、平成28年度から毎年講習会を実施している。内容は、大規模災害発生時の業務の実際(どのような業務が増加して、どれくらいの時間が必要なのか)、市役所の被災状況(写真、映像等)、市職員の役割、業務継続に必要なマニュアル、BCP及びBCPの改定(改善)の必要性、災害時の応援・受援計画等の他、基礎自治体との連携について等である。

実体験に基づいた研修により業務継続計画の理解度が深まるほか、協定締結の自治体 と人的交流を行うことで、応援・受援体制の円滑化につながる。

出典:令和4年度「地方公共団体における業務継続体制」に係るヒアリング調査による

(参考)

東京都や京都府では、発災時に迅速な業務遂行が行えるよう、職員向けにカード等を作成・配布している。

○ 災害時に参集した職員が迅速、的確な業務遂行を行えるように全職員の担当業務を 明確化しておく。このため、現在、各人に配布している「東京都職員携帯用防災カー ド」を活用することなどにより、災害時の任務を十分に認識させることで、職員が速 やかに業務に取り組める体制をつくっていく。また、人事異動があっても最新の防災 カードを作成し、常に自らの任務を確認できるよう携帯する。

出典:「都政のBCP(東京都事業継続計画)<地震編>」(東京都、平成 20 年)

(2) 職員教育

職員一人ひとりが業務継続に関する認識をもち、地震発生時において的確に行動できるよう、研修等を実施するとともに、携帯用BCPカードを作成・配付する。

各職員は、同カードの内容を十分に理解するとともに、常時携帯し、地震発災時に おける行動指示書として、カードに記載された行動がとれるよう努める。

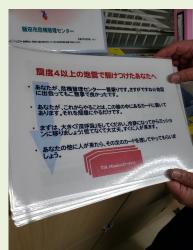
出典:「京都府庁地震業務継続マニュアル(全庁版)」(京都府、平成23年)

【応用編~さらに対策を進めるために~】

初動対応を示したファーストミッションボックスの例

長野県飯田市では、簡潔な文章で初動の行動を示したカードを入れた「ファーストミッションボックス」を整備している。





出典:飯田市提供による

(参考)

神奈川県では、非常時優先業務遂行上の課題を洗い出し、その対処・対応策を検討するための訓練を実施している。

3 業務継続計画遂行訓練

「職員緊急参集訓練」に引き続き、県業務継続計画に基づき非常時優先業務遂行訓練 を実施する。想定される状況の中、各所属が選定している当該業務遂行上の課題を洗い 出し、その対処・対応策を検討する。

(1) 日 時

平成 26 年 11 月 14 日 (金曜日) 職員緊急参集後から 10 時 30 分

(2) 場 所

非常時優先業務を持つ各所属

- ※今回の訓練では、非常時優先業務のうち影響の重大性区分5 (甚大)の復旧目標時間が1日以内となっている業務を対象とします。
- (3) 参加者

職員緊急参集訓練参加者等

- (4) 訓練内容
 - ・参集職員が到着次第、各所属が備えているマニュアル、チェックリスト等に基づき、 庁舎及び執務空間の点検を実施
 - ・非常時優先業務必要人数の把握(適正・過不足等の把握)
 - 各所属で非常時優先業務に着手
 - ・訓練終了後、所属長を中心に講評を行い、報告書を危機管理対策課に提出

出典:神奈川県記者発表資料(平成26年)

鹿児島県垂水市では、業務継続計画の実行性の担保のため、資源制約が生じた前提で訓練を行うこととしている。

垂水市業務継続計画【大規模災害対応】の実効性を担保するための訓練を行う。所属 長は、次の例に則した訓練計画を作成し実施する。

- ア 家族との連絡訓練を行う。
- イ 電算処理不能を想定した手作業による業務訓練を行う。
- ウ 垂水市地域防災計画に示された分掌業務の訓練を行う。
- エ 主に委託業務等に不都合が生じた場合を想定し、応援職員や限られた人員での訓練を行う。
- オ 業務未経験職員に、各課マニュアルを使用した継続業務を体験させる。

ウ 訓練項目 (例)

- (ア)訓練の内容 実際の訓練が、訓練の目的に合致したものであったかを評価し、次 回の訓練に向けた課題、改善点等を挙げる。
- (イ) 手順 災害時に、休止業務・優先継続業務ごとに、どのように休止・継続した か、災害対策業務をどのように行ったか、これらの手順において評価し、「分かり にくかった点」、「誤っていた点」を挙げる。
- (ウ) 執行環境 施設、設備、資機材、情報・通信等について評価し、訓練の障害となっている点を挙げる。(例:必要数量の不足、機能不足・不備、操作面の問題・課題等)
- (エ)人員 従業者数、応援職員、適正配置等について評価し、訓練の障害となっている点を挙げる。(例:人数の過不足、資格・経験の必要性の問題・課題等)
- (オ) 各課マニュアル 応援職員による各課マニュアルを使用した業務を評価し、「分かりにくかった点」、「誤っていた点」を挙げる。
- (カ) その他 その他訓練に参加して気付いた点を挙げる。

出典:「垂水市業務継続計画【大規模災害対応】」(垂水市、平成26年)

静岡県三島市では、災害対策本部の運営訓練や参集訓練、新人職員危機管理基 礎研修などの訓練・研修を計画している。

第11章 教育訓練

○幹部職員・本部運営

訓練名 内容		対 象	頻度 (時期)	
本部運営訓練	災害対策本部の運営の実践訓練 本部運営関係職 員		年1回以上	
幹部職員研修	庁内危機管理体制、本部運営の方法、幹 部職員の役割等を確認する研修	本部運営関係職 員	年1回 (年度当初)	
本部立上げ訓練	短時間での災害対策本部の設置、必要な 書類の準備の訓練	危機管理課 政策企画課	年1回以上	
情報伝達訓練	市民、職員、防災関係機関等からの情報 を一元化し災害対策本部に報告する伝 達訓練	関係課職員	年1回以上	

○全職員

訓練名	内 容	対 象	頻度 (時期)
◆ 使 ⇒Ⅲ v±	突発型地震を想定した自宅から徒歩等 による参集訓練を実施	部課長及び関係 する職員	年1回以上
参集訓練	本部からの参集の連絡を受け、参集後、 各部署から本部への参集状況を報告	全職員	年4回以上
職員初期行動訓練	職員の初期行動・避難誘導 消火訓練(初期消火、通報)を消防本部の 指導を受け実施	全職員	年1回以上
危機管理基礎研修	各部署の危機管理体制、行動マニュアル 等の周知	各部署	年1回 (年度当初)
業務継続計画(B CP)研修	各部署の非常時優先業務と各業務のマ ニュアルを各部署の職員への周知	各部署	年1回以上

○個別訓練·研修

訓練名	内 容	対 象	頻度(時期)
現地配備員研修	現地配備員の役割、避難所運営マニュア ルの周知等 防災行政無線の使用方法	現地配備員	年1回以上
	避難所の開設の手順及び備蓄品の確認	現地配備員	年1回以上
新人職員危機管理 基礎研修	職員参集の基準、災害対応の基礎知識の 研修	新規採用職員	年1回
安否確認訓練	職員の安否情報の報告訓練を実施し、人 事課が集約する訓練 家族との安否確認を災害伝言ダイヤル 体験日に実施	全職員	年1回以上
防災関係機関との 情報伝達訓練	防災関係機関との各担当窓口・担当者の 確認及び情報伝達の訓練	防災関係機関	年1回以上
各応急対策業務の 個別訓練	遺体処理、重要データのバックアップの 訓練等の各応急対策業務の個別訓練	各担当班	年1回以上

出典:「三島市業務継続計画(地震対策編)」(三島市、平成27年)

【応用編~さらに対策を進めるために~】 大学と連携した危機管理研修プログラム

香川県小豆島町では、令和2年度より、「小豆島町危機管理研修プログラム」と題して、「包括連携協定」を締結している香川大学の教授などを講師に招いた研修を実施している。各回90分の講義を年間10~15回程度で開催している。

講師は、香川大学教授陣以外に、倉敷市副市長(令和4年度:災害時における受援・ 支援活動)、高松地方気象台(令和2年度:防災気象情報の利活用)、中国電力(令和2 年度:停電の早期復旧に向けた取り組み)などである。

参加者は年間 15 名程度。3年間で 45 名が参加し、職員全体の半数が参加したこととなる。2035 年に大災害がくると仮定すれば、現在の係長クラスが幹部として陣頭指揮をとることになるため、当該職員たちがゆくゆく活躍してほしいとの思いから研修を企画したものである。

外部講師による職員研修を踏まえて、研修を受けた職員が内部で講師を行う取り組みを実施している**香川県坂出市**等の取り組みも参考に研修を企画していたが、町役場単独で専門的な危機管理研修を行うことは難しいことから、包括連携協定を結んでいる香川大学の四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構の協力により実施に至った。



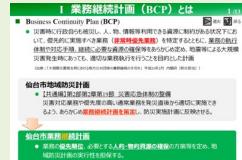


出典:令和4年度「地方公共団体における業務継続体制」に係るヒアリング調査による

全庁職員を対象とした e ラーニング教材

宮城県仙台市では、職員の危機・災害対応能力の向上を目的とした、「危機管理・防災研修訓練プログラム」を実施しており、各局区で作成する研修訓練実施計画により、各局区の業務に基づく研修・訓練を行うほか、危機管理局が全職員向けの研修・訓練を行っている。





同プログラムの e-ラーニングは、管理職・再任用職員を含む正職員や、その他、受講の必要があると所属長が認める職員を対象に、毎年度3科目以上の受講を呼びかけ、令和3年度より市 BCP の概要を解説する科目を追加設定している。

e-ラーニング教材「仙台市業務継続計画(BCP)【自然災害対策編】の概要」は、本市 BCP の構成や、策定の経緯(東日本大震災の経験と教訓)、各章の概要や考え方等を紹介し、業務継続計画の全体像を把握できるものとなっている。現在、8科目からの選択制となっており、受講したことのない職員もいるが、今後、全職員を対象とし、BCPについて理解を深めていく。

出典:令和4年度「地方公共団体における業務継続体制」に係るヒアリング調査による

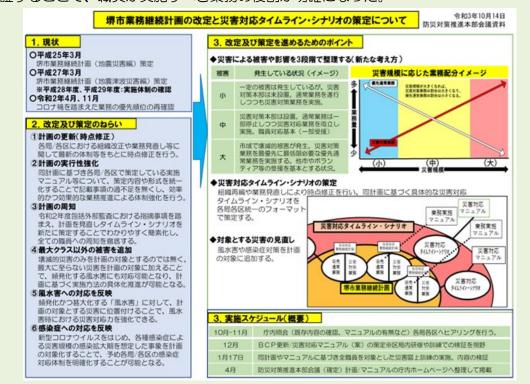
計画の実行性を検証するための図上訓練

大阪府堺市では、毎年 1 月 17 日に災害対応訓練を実施しており、令和 3 年度は大阪府と連携し災害対策本部設置運営訓練を行うとともに、業務継続計画の改訂内容を検証する訓練としても位置付けて実施した。

各局各区において策定した「災害対応タイムライン・シナリオ」の検証を行い、ブラッシュアップにつなげている。

10分おきに被害想定を与え、各局各区は作成したタイムライン・シナリオに沿って、実施すべき内容を選定し、人員や資機材の準備などの確認状況報告を各局各区ごとに総務課に行う形で実施。

被災状況を想定しながら、タイムライン・シナリオに沿った対応が可能か客観的に検証することで、職員が実施すべき業務の役割が明確になった。



出典:令和4年度「地方公共団体における業務継続体制」に係るヒアリング調査による

人と防災未来センターでは、阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえ、地方公共団体の首長に求められる対応能力を向上するため災害対策専門研修「トップフォーラム」を、平成14年度から全国の都道府県と協力し、全国的に展開している。今後突発的に発生する災害に対し各地方公共団体のトップに求められるリーダーシップなどについて議論することを通じて、地方公共団体の防災・危機管理体制の一層の充実を図ることを目的している。

令和 4 年度 市町村向け災害対策専門研修 「 トップフォーラム in 千葉 」 カリキュラム

日 時:令和5年2月3日(金) 13:15~18:00 主 催:千葉県、阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター

±		収仲・淡路入農災記念 人と防災木米センター			
	時 間 内 容				
1	13:15-13:20	開講式			
	(05)	千葉県副知事	穴澤	幸男	
	13:20-14:00	「千葉県における自然災害とその対応」			
	(40)	人と防災未来センター センター長	河田	惠昭	
	14:00-14:10	「政府の初動対応について」			
	(10)	内閣府(防災担当)審議官	上村	昇	
	(10)	5			
講	14:10-14:20	「応急対策職員派遣制度」			
義	(10)	総務省自治行政局公務員部公務員課	жш		
1~	<u> </u>	応援派遣室長	濱里	要	
	14:20-14:40	「災害対応における首長の役割」	44-177	사용	
	(20)	人と防災未来センター 主任研究員	林田	怜菜	
	14:40-15:00 (20)	「災害対応における広報のあり方」			
		人と防災未来センターリサーチフェロー 日本放送協会アナウンス室 副部長	- 横尾	泰輔	
1	5:00-15:20	日本成及勝云ノナゲンへ至一門印文	惧厇	外押	
(20) 休憩					
	(20)	 ワークショップ 「目標管理型災害対応」			
	15.00.15.10	・オリエンテーション			
	15:20-17:10 (110)	人と防災未来センター 主任研究員	高原	耕平	
		・ワークショップ			
演		※ 各班進行役 人と防災未来センター	研究部		
習	17:10-17:45	「模擬記者会見」			
	(35)	グループ代表者			
	17:45-17:50	模擬記者会見の講評			
	(5)	人と防災未来センターリサーチフェロー		r - 1- 15	
		日本放送協会アナウンス室 副部長	横尾	泰輔	
	17:50-17:57	全体の講評など	2(177	421177	
	(07)	人と防災未来センター センター長	河田	惠昭	
	17:57-18:00 閉 講				
1	(03)	人と防災未来センター 副センター長	後藤	隆昭	

出典:「令和4年度 市町村向け災害対策専門研修「トップフォーラム in 千葉」カリキュラム」 (人と防災未来センター、令和4年)